

競 泳 競 技 規 則

競技役員（競泳）の手引き

2 0 1 4 — 4 — 1



公益財団法人 日本水泳連盟

競 泳 競 技 規 則

競技役員（競泳）の手引き

2 0 1 4—4—1

公益財団法人 日本水泳連盟

第1編 (公財)日本水泳連盟 競泳競技規則

目 次

総 則	1
第1条 競技会の運営(SW1)	1
第2条 競技役員(SW2)	3
第3条 競技の組み合わせ(SW3)	8
第4条 出 発(SW4)	10
第5条 自 由 形(SW5)	11
第6条 背 泳 ぎ(SW6)	11
第7条 平 泳 ぎ(SW7)	12
第8条 バタフライ(SW8)	13
第9条 メドレー競技(SW9)	14
第10条 競 技(SW10)	15
第11条 計 時(SW11)	17
第12条 記 録(SW12)	18
第13条 全自動装置(SW13)	20
第14条 水 着 等(GR5)	21
第15条 広 告(GR6)	21
第16条 抗 議	21
第17条 そ の 他	22
付 則	24

※()内の英字・数字は FINA ルール条項

第2編 (公財)日本水泳連盟 競技役員(競泳)の手引き

目 次

I	競技会	25
I-1	公式競技会・公認競技会	25
I-2	公式・公認競技会の名称制限	25
I-3	公式・公認競技会の報告	26
I-4	実行委員会	27
I-5	大会総務	28
I-6	競技役員の編成と配置	29
II	競技役員	30
II-1	競技役員に期待される役割とその心得	30
II-2	競技役員の仕事と権限	33
	[1] 役員長	33
	[2] 競技進行	34
	[3] 審判長	34
	[4] 機械審判	37
	[5] 出発合図員	37
	[6] 招集員	39
	[7] 折返監察員	42
	[8] 泳法審判員	48
	[9] 計時員	53
	[10] 着順審判員－必要に応じて	57
	[11] 記録員	59
	[12] 通告員	61
	[13] 機械操作	78
	[14] コンピュータ操作	82

[15]	速報	84
[16]	フライングロープ担当	85
[17]	場内司令(会場)	85
[18]	報道担当	86
[19]	ドーピングシャベロン	88
[20]	救護	91
[21]	競技会における監視救護	92
Ⅲ	競技	92
Ⅲ-1	組み分けとレーンの決定	92
Ⅳ	競技者	94
Ⅳ-1	競技会参加の資格	94
Ⅳ-2	競技会参加にかかわる罰則	94
Ⅴ	計時	95
Ⅴ-1	公式時間の決定方法	95
Ⅵ	記録	95
Ⅵ-1	記録の公認	95
Ⅵ-2	新記録の公認	97
Ⅶ	水着等	99
Ⅷ	広告	100
Ⅸ	抗議	100
Ⅹ	公式・公認競技会の開催要件	101
Ⅺ	書式・資料	103
書式①	プログラム訂正用紙	104
書式②	審判用紙	105
書式③	棄権届出用紙(予選競技用)	106
書式④	棄権届出用紙(決勝競技用)	107
書式⑤	リレーオーダー用紙	108
書式⑥	計時用紙	109

書式⑦	途中時間用紙	110
書式⑧	着順審判用紙	111
書式⑨	新記録の報告用紙	112
書式⑩	抗議書	115
資料①	配置図	116
資料②	競技役員のプロプログラム記載例	117
資料③	公認競技役員資格規定	118
資料④	公認競技役員資格規定 研修会・実施細目	120
資料⑤	競泳競技・公認審判員規定	121
資料⑥	競技会において着用、又は携行することができる 水泳用品、用具の商業ロゴマーク等についての 取扱い規定	124
資料⑦	競技会における監視救護体制について	127
資料⑧	競技者資格規則	129
資料⑨	競技会及び海外交流規則	134
資料⑩	水着ならびに記録の取り扱いについて	139
資料⑪	プール公認規則等略表 2014.4.1	140

競泳競技規則

(公財)日本水泳連盟 競泳競技規則

総 則

本規則は、国際水泳連盟(FINA : Federation International de Natation)競泳競技規則(以下「FINA 規則」という)にのっとり制定したものである。(公財)日本水泳連盟(JASF : Japan Swimming Federation 以下「本連盟」という)ならびに本連盟の加盟団体(以下「加盟団体」という)が主催する競技会(公式競技会)と、本連盟ならびに加盟団体により公認された競技会(公認競技会)を対象として適用される。

なお、本規則条項文の末尾記載の()書きは、本規則制定の根拠としたFINA 規則における条項である。

S W Swimming Rules (競泳競技規則)

G R General Rules (一般規則)

F R Facilities Rule (施設規則)

第 1 条 競技会の運営(SW1)

- 1 本連盟が主催する競技会の競技役員は、本連盟公認競泳審判員および本連盟公認競技役員によって構成され、そのうち審判長および主任は A 級または B 級審判員でなければならない。
- 2 本連盟または競技会の主管団体から指名された実行委員会または大会総務は、審判長およびその他の競技役員の権限として本規則に規定されている以外の全ての事項について統括権を持ち、競技会の延期などを含め、運営のために規則に矛盾しない範囲で指示を与えるものとする。(SW1.1)

3 競技会を運営・統括するための競技役員として次の役職と人数をおく。(SW1.2)

審判長	1名
機械審判	1名
泳法審判員	4名
出発合図員	2名
折返監察主任	2名(プールの両端に各1名)
折返監察員	各レーンの両端に1名
記録主任	1名
招集員	2名
通告員	1名

また必要に応じて、役員数を変更し、その他の係役員を置くことができる。(SW1.2.1)

4 公式・公認競技会においては、本連盟によって公認された**自動審判計時装置**(以下「**全自動装置**という」)を使用しなければならない。

5 全自動装置を使用できない競技会においては、計時主任と1レーン3名の計時員と2名の予備計時員を置かなければならない。

(SW1.2.2)

6 全自動装置、自動計時装置(以下「半自動装置」という)または1レーン3台のデジタルストップウォッチ(以下「ストップウォッチ」という)を使用できない競技会においては、着順審判主任と着順審判員を置くことができる。(SW1.2.3)

7 競技会で使用するプールと競技関連設備は、実行委員会または大会総務によって検査され、承認されなければならない。(SW1.3)

(資料⑪ p.140)

8 **水中映像装置**が使用される場合、その機器は遠隔操作され、競技

者の視界や進路を妨害せず、プールの施設や設備の配置を変えることなく、クロスラインなどの指標を遮ってはならない。(SW1.4)

第 2 条 競 技 役 員(SW2)

1 審判長 (SW2.1)

- (1) 審判長は全ての競技役員に対して統括権を持ち、その割り当てを承認し、競技に関係する全ての運営や規則について指示する。競技規則と決定事項を施行し、競技会の実際の運営に関しての問題点について解決する。また規則にない事項についての最終決定を下す。(SW2.1.1)
- (2) 競技規則を順守し、いずれの段階においても競技に介入する権限を持つ。(SW2.1.2)
- (3) 3台のストップウォッチが使用されず着順審判を置く場合は、審判長は必要があれば着順を決定する。その管理は第13条(SW13)による。(SW2.1.3)
- (4) 競技役員が競技会運営の各職に全て就いていることを確認する。欠席者および任務の遂行が不可能になった者の補充、**不適当と思われる者の交代を命ずることができる。**(SW2.1.4)
- (5) 競技の開始は、
 - ① ホイッスルを短く連続して吹き、競技の準備をするように指示する。次に、ホイッスルを長く引き延ばして吹き、スタート台に上がらせる。(SW2.1.5)
 - ② 背泳ぎの種目(メドレーリレーを含む)においては、ホイッスルを短く連続して吹き、競技の準備をさせる。次にホイッスルを長く引き延ばして吹き、水に入るよう指示し、2回目の長いホイッスルで速やかにスタートの位置に着かせる。(SW2.1.5)

③ 競技者と競技役員がスタートの準備ができたなら、片腕を水平に伸ばすことにより、出発合図員にスタートを委ねる。水平に伸ばした片腕は、出発合図が発せられるまでその状態を保持する。(SW2.1.5)

(6) 審判長自身が監察したり、他の審判によって報告された違反について失格にすることができる。全ての**失格・処分決定**は審判長が行う。(SW2.1.6)

2 機械審判 (SW2.2)

(1) バックアップカメラの判定を含む全自動装置の監督を行う。(SW2.2.1)

(2) コンピュータによる記録帳票に責任を持つ。(SW2.2.2)

(3) 引き継ぎ記録の確認、および引き継ぎ違反を審判長に報告する。(SW2.2.3)

(4) 引き継ぎ違反の確認のため、バックアップに使用したビデオを審査する。(SW2.2.4)

(5) 競技者の棄権、公式様式への記入結果、樹立された全ての新記録を管理する。必要があれば得点を管理する。(SW2.2.5)

3 出発合図員 (SW2.3)

(1) 審判長から競技開始の合図を受けて、競技者を公正に出発させるまで、競技者を完全に掌握する。(SW2.3.1)

(2) 競技者が故意に出発の準備を遅らせたり、スタートの際の不行跡に対して指示に従わなかった場合は、審判長に報告する。ただし、そのような行為に対する失格の決定は審判長が行う。(SW2.3.2)

(3) 審判長の決定を得ることを条件として、出発が公正に行われたかを判定する。(SW2.3.3)

(4) 競技を開始するときはプールのスタート側からおよそ5 m以内に位置し、計時員が出発の信号合図を見て聞くことが

でき、競技者が完全に信号音を聞くことができるようにする。

(SW2.3.4)

4 招集員 (SW2.4)

- (1) 競技に先立ち、競技者の点呼を行う。(SW2.4.1)
- (2) 競技者に宣伝・広告の規則に違反があった場合、点呼の際に競技者が不在の場合は審判長に報告する。(SW2.4.2)

5 折返監察主任 (SW2.5)

- (1) 折返監察員が、競技中に任務を十分に果たしているかを確認する。(SW2.5.1)
- (2) どのような違反でも、折返監察員から報告を受けたら、直ちに審判長に報告する。(SW2.5.2)

6 折返監察員 (SW2.6)

- (1) 各レーンのスタート側と折り返し側にそれぞれ1名ずつ位置する。(SW2.6.1)
- (2) 泳者が折り返しの際、壁へのタッチ前の最後の一かきの始まりから、折り返し後の最初の一かきの終了まで、競技規則に従っているかを監察する。

また、スタート側に位置する監察員は、泳者がスタートから最初の一かきの終了まで競技規則に従っているかを監察する。ゴールに際しては、タッチが競技規則に従っているかを監察する。(SW2.6.2)

- (3) 800 m および 1500 m の個人競技においては、その担当レーンの泳者が完了した折り返し回数を記録する。泳者には、「ラップカード」を見せながら残りの折り返し回数を知らせる。ラップカウンターを使用してもよい。(SW2.6.3)
- (4) 800 m および 1500 m の個人競技においては、スタート側の最終折り返し 5 m 前に泳者が達したときから折り返し後 5 m に達するまで、注意を喚起する合図を送る。この合図は、

振鈴によって行う。(SW2.6.4)

- (5) リレー競技において、引き継ぎが競技規則に従っているかを監察する。リレー引き継ぎ判定装置を使用する場合は、第13条(SW13.1)に従う。(SW2.6.5)
- (6) 泳者の違反を監察した場合は、審判長に報告できるよう、審判用紙に種目、レーン、違反等の内容を記入し、署名の上、折返監察主任に提出する。(SW2.6.6) (書式② p.105)

7 泳法審判員 (SW2.7)

- (1) 泳法審判員はプールの両サイドに位置する。(SW2.7.1)
- (2) 泳者が競技規則に従っているかを監察する。また、折返監察員を補助するために、折り返し動作およびゴールタッチについても監察する。(SW2.7.2)
- (3) 泳者の違反を監察した場合は、審判用紙に種目、レーン、違反等の内容を記入し、署名の上、審判長に提出する。(SW2.7.3)

8 計時主任 (SW2.8)

- (1) 計時員に、その位置と計時するレーンを割り当て、それぞれの任務を指示する(各レーン3名の計時員を配置することが望ましい)。全自動装置が使用できないときは2名の予備計時員を配置する。ストップウォッチを用いる場合は、時間と順位はその計測されたタイムで決定する。(SW2.8.1)
- (2) 各レーンの計時員から計時用紙を集め、必要あればストップウォッチを点検する。(SW2.8.3) (書式⑥ p.109)
- (3) 提出された計時用紙に書かれた各レーンの公式時間を記録し、検査をする。(SW2.8.4)

9 計時員 (SW2.9)

- (1) 第11条3(SW11.3)に従って時間を計測する。使用される時計は、本連盟または加盟団体によって完全に調整されたものと

する。(SW2.9.1)

- (2) 出発の合図で時計を始動し、泳者がゴールしたときに時計を止める。また、計時主任から指示があれば、200m以上の競技における途中時間を記録する。(SW2.9.2) (書式⑦ p.110)
- (3) 競技終了後、速やかに結果を計時用紙に書き留め、計時主任に提出する。求められたときは時計を提示する。審判長が次の競技を開始通知するためのホイッスルを短く吹くと同時に時計を戻す。(SW2.9.3)
- (4) 水中バックアップシステムが使用されていないときは、全自動装置が使用されていても、必要な数の計時員を配置する。

10 着順審判主任 (SW2.10) -必要に応じて

- (1) 着順審判主任は、着順審判員にその職を命じ、順位決定を任せる。(SW2.10.1)
- (2) 競技終了後に、各着順審判員の着順審判用紙を集め、判定結果と順位を確定し、その結果を審判長に提出する。
(SW2.10.2) (書式⑧ p.111)
- (3) 全自動装置が利用されている場合は、各レース後、その装置によって記録された着順を報告しなければならない。

11 着順審判員 (SW2.11) -必要に応じて

- (1) 着順審判員は、泳者が競技を終了する付近で、常に全ての競技者とゴールを見渡せる場所に位置する。(SW2.11.1)
- (2) 競技終了後に、割り当てられた任務に従って各泳者の着順を速やかに判定し、報告する。(SW2.11.2)

12 記録員 (SW2.12)

- (1) 記録主任は、コンピュータで出力した結果帳票および審判長から受け取った各競技の決定時間もしくは着順の結果を確認し、審判長と連署する。(SW2.12.1)

- (2) 記録員は競技の棄権者を管理する。競技結果を公式の書式に載せ、新記録の一覧表を作成する。必要に応じて得点を管理する。

13 通告員

- (1) 通告員は、放送機器が正常に機能するよう管理の責任を持つ。
- (2) 競技会の運営および競技について、全ての通告を行う。

14 競技役員判断(SW2.13, GR 7.5)

- (1) 競技規則(例外規定を含む)以外は、それぞれに判断をしなければならない。(SW2.13.1)
- (2) 競技者の過ちが競技役員によって引き起こされた場合は、その過ちは取り消される。(GR 7.5)

第 3 条 競技の組み合わせ(SW3)

1 全ての参加者は、あらかじめ公表された期間にベストタイムを提出しなければならない。そのタイムは記録順にリストアップをする。記録を提出していない競技者は一番遅い者として見なし、記録なしとしてリストの最後に置く。同記録あるいは記録がない者が複数いる場合は、抽選により順位を決定する。競技者が泳ぐレーンは、提出された記録によって以下のように決める。(SW3.1.1)

- (1) 単純方式：記録の最も良い者(またはチーム)を最終組の中心のレーンに置き、以下レーン順の決め方により最終組を満たし、順次前の組を同様の方法で満たす。
- (2) 平均分け方式：記録の最も良い者(またはチーム)を最終組の中心のレーンに、2番目に良い記録の者(またはチーム)をその前の組の中心レーンに置き、順次最初の組まで配置する。レーン順の決め方により、その次の者(またはチーム)を最終

の組とし、以下同じ要領で配置が完了するまで行う。

- (3) 混合分け方式：組数が4組以上ある場合に、最終組を含め3組を平均分け方式で、残りの組全てを単純方式で組み合わせる。
- 2 予選競技が1組の場合は、決勝と同じ方法で組み合わせを行い、決勝で競技を行う。(SW3.1.1.1)
- 3 予選競技が2・3組の場合は平均分け方式を用いる。
(SW3.1.1.2)
- 4 予選が4組以上の場合は、混合分け方式を用いる。(SW3.1.1.4)
- 5 例外：予選が2組以上ある競技では、一組の予選に少なくとも3名の競技者を振り分けなければならない。ただし、棄権者が出たことによって、一組が3名以下になることは差し支えない。
(SW3.1.1.6)
- 6 レーンの割り振りは以下のようにする。(SW3.1.2)
 - (1) 50m プールにおける50m 競技を除き、レーンナンバーは、スタート側からプールに向かって右端を第1レーンとする。ただし、10レーンを使用する場合は第0レーンとする。
 - (2) 最も良い記録の者(またはチーム)を奇数レーンのプールでは中央のレーンに、6レーンのプールでは第3レーンに、8レーンおよび10レーンのプールでは第4レーンに配置し、2番目に良い記録の者(またはチーム)をその左側にし、以下右、左と交互に配置する。
 - (3) 予選競技の記録が同じ場合は、レーンの配置優先順位を、抽選で決定する。
- 7 50m プールにおける50m 種目においても上記の方法により決定するが、スタートは折り返し側から行ってもよい。(SW3.1.3)
- 8 準決勝のレーンは平均分け方式を用いる。(SW3.2.1)
- 9 予選がない場合、レーンは第3条6(SW3.1.2)に従って割り振

られる。(SW3.2.2)

- 10 予選において8位、16位の競技者が1/100秒まで同記録の場合は、スイムオフまたは抽選を行い、B決勝・準決勝、決勝への進出者を決定する。スイムオフはその種目の予選終了後、実行委員会と関係者の間で決めた時間に行う。補欠の優先順位決定においても同様とする。(SW3.2.3)
- 11 B決勝・準決勝、決勝とも8レーンで行うことを原則とする。このため、B決勝・準決勝、決勝において棄権者が出た場合、その補充は、予選あるいは準決勝の記録の順位で決定される。競技は再組み合わせを行い、公表する。(SW3.2.4)
- 12 予選、B決勝・準決勝、決勝では、競技者は招集所に遅くとも競技開始の20分前に行き、チェックを受ける。(SW3.2.5)
- 13 競技会によっては、抽選でレーンを決定してもよい。(SW3.3)

第4条 出 発(SW4)

- 1 自由形・平泳ぎ・バタフライおよび個人メドレーのスタートは飛び込みによって行う。(SW4.1)
 - (1) 審判長の長いホイッスルにより競技者はスタート台に上がる。
 - (2) 出発合図員の号令によって、競技者はスタート台前方に少なくとも一方の足の指を掛け、速やかにスタートの姿勢をとる。その際、両手の位置に関する制限はない。
 - (3) 全ての競技者が静止したら、出発合図員はスタートの合図をする。
- 2 背泳ぎ・メドレーリレーのスタートは水中から行う。(SW4.2)
 - (1) 審判長の1回目の長いホイッスルによって競技者は速やかにプールに入る。
 - (2) 2回目の長いホイッスルによって故意に遅らせることなく

スタートの位置につく。

(3) 全ての競技者が静止したら、出発合図員はスタートの合図をする。

- 3 出発合図の前にスタートした競技者は失格となる。失格が宣告される前に出発合図が発せられていた場合、競技は続行し、フォルススタートした競技者は競技終了後失格となる。出発合図の前に明らかにフォルススタートしたと見なされる場合は、出発合図はせず、その競技者を失格とする。他の競技者については、元の位置に戻り再出発をする。その場合、審判長は長いホイッスル(背泳ぎの場合は2回目の長いホイッスル)から出発の手順を繰り返す。(SW4.4)

第 5 条 自 由 形(SW5)

- 1 自由形はどのような泳ぎ方で泳いでもよい。ただし、メドレーリレーおよび個人メドレーにおける自由形は、バタフライ・平泳ぎ・背泳ぎ以外の泳法でなければならない。(SW5.1)
- 2 折り返しおよびゴールタッチでは、泳者の体の一部が壁に触れなければならない。(SW5.2)
- 3 スタートおよび折り返しの後、体が完全に水没してもよい距離15mを除き、競技中は泳者の体の一部が水面上に出なければならぬ。壁から15m地点までに頭は水面上に出なければならぬ。(SW5.3)

第 6 条 背 泳 ぎ(SW6)

- 1 出発合図がなされる前、競技者はスタート台に向き、両手でスターティンググリップを持っていないなければならない。排水溝に

- 足を掛けたり、排水溝の縁に足の指を掛けてはならない(プールの縁、タッチ板の上端についても同様とする)。(SW6.1)
- 2 折り返し動作中を除き、競技中は常におおむけの姿勢で泳がなければならない。おおむけの姿勢とは、頭部を除き、肩の回転角度が水面に対し90度未満であることをいう。(SW6.2)
 - 3 競技中は、泳者の体の一部が常に水面上に出ていなければならない。折り返しの間およびスタート後、折り返し後の壁から15m以内の距離では体が完全に水没していてもよいが、壁から15m地点までに、頭は水面上に出ていなければならない。(SW6.3)
 - 4 折り返しを行っている間に、泳者の体の一部が自レーンの壁に触れなければならない。折り返し動作中は、肩が胸の位置に対して垂直以上に裏返しになってもよく、その後はターンを始めるために、速やかに一連の動作として、片腕あるいは同時の両腕のかきを使用することができる。足が壁から離れたときには、おおむけの姿勢に戻っていなければならない。(SW6.4)
 - 5 ゴールタッチの際、泳者はおおむけの姿勢で自レーンの壁に触れなければならない。(SW6.5)

第7条 平泳ぎ(SW7)

- 1 スタートおよび折り返し後の一かき目は完全に脚のところまで持っていくことができる。その間泳者は水没状態であってもよい。最初の一かきをしている間に、次の平泳ぎの蹴りにつながるバタフライキックが1回許される。(SW7.1)
- 2 スタートと折り返しの後の最初の一かきの始まりから、体はうつぶせでなければならない。いかなる時でもおおむけにならないが、折り返し動作中は、壁に手がついた後、うつぶせ状態でなくてもよい。ただし、足が壁から離れたときには、うつぶせ

状態でなければならない。競技開始から、競技を通して泳ぎのサイクルは、1回の腕のかきと1回の足の蹴りをこの順序で行う組合わせでなければならない。両腕の動作は、同時に、左右対称に行わなければならない、交互に動かしてはならない。(SW7.2)

3 両手は一緒に胸より水面、水中または水上から前方へそろえて伸ばし、水面または水面下をかかねばならない。肘は、折り返し前の最後の一かき、折り返しの動作中およびゴールにおける最後の一かきを除き、水中に入っていないなければならない。両手は、スタートおよび折り返しの後の一かきを除き、ヒップラインより後ろに戻してはならない。(SW7.3)

4 泳ぎの各サイクルの間に頭が水面上に出なければならない。二かき目の両腕が最も幅の広い部分で、かつ両手が内側に向かう前までに、頭の一部が水面上に出ているなければならない。両脚の動作は、同時に、左右対称でなければならない、交互に動かしてはならない。(SW7.4)

5 両足は推進力を得る際は外側に向かわなければならない。交互に動かすこと、下方へのバタフライキックは第7条1を除いて許されない。足が水面から出ることは、下方へのバタフライキックとならない限り許される。(SW7.5)

6 折り返しおよびゴールタッチは、両手が同時に**かつ離れた状態**で行わなければならない。タッチは水面の上下どちらでもよい。**ターンおよびゴールタッチ直前は足の蹴りに続かない腕のかきだけ**になってもよい。最後のサイクルの間に頭が水面上に出れば、タッチ前の最後の一かきの後は頭が水没してもよい。(SW7.6)

第8条 バタフライ(SW8)

1 スタートおよび折り返し後、最初の腕のかき始めから体はうつ

ぶせでなければならない。水中でのサイドキックは許される。折り返し動作中は、壁に手がついた後、うつぶせ状態でなくてもよい。ただし、足が壁から離れたときには、うつぶせ状態でなければならない。(SW8.1)

- 2 競技中、両腕は水中を同時に後方へかき、水面上を同時に前方へ運ばなければならない。(SW8.2)
- 3 全ての足の上下動作は同時に行われなければならない。両脚・両足は同じ高さになる必要はないが、交互に動かしてはならない。平泳ぎの足の蹴りは許されない。(SW8.3)
- 4 折り返しおよびゴールタッチは、水面の上もしくは下で、両手が同時に、かつ離れた状態で行わなければならない。(SW8.4)
- 5 泳者はスタートおよび折り返し後は、水面に浮き上がるため、水中での数回のキックと一かきが許される。スタートおよび折り返しの後、体は完全に水没していてもよいが、壁から15m地点までに、頭は水面上に出ていなければならない。また、次の折り返しあるいはゴールまで体は水面上に出ていなければならない。(SW8.5)

第9条 メドレー競技(SW9)

- 1 個人メドレーでは、競技者は次の順序によって泳がなければならない。
(1)バタフライ (2)背泳ぎ (3)平泳ぎ (4)自由形
それぞれの種目を、定められた距離の4分の1ずつ泳がなければならない。(SW9.1)
- 2 メドレーリレーでは、各競技者は次の順序によって泳がなければならない。
(1)背泳ぎ (2)平泳ぎ (3)バタフライ (4)自由形 (SW9.2)

- 3 それぞれの種目をその泳法規則に従って泳ぎ、かつゴールしなければならない。(SW9.3)

第 10 条 競 技(SW10)

- 1 全ての**個人競技**は、男女別に行わなければならない。(SW10.1)
- 2 競技者は、単独で定められた全距離を泳ぎきらなければならない。(SW10.2)
- 3 競技者は、スタートしたレーンと同じレーンを維持し、ゴールしなければならない。(SW10.3)
- 4 折り返しの際は、泳者は各泳法の規則に従い、プールの壁に体の一部を接触させなければならず、折り返しは壁で行わなければならない。(SW10.4)
- 5 自由形競技またはメドレー競技の自由形に限り、プールの底に立つことは失格とならないが歩くことは許されない。(SW10.5)
- 6 **競技中にレーンロープを引っ張ってはならない**。(SW10.6)
- 7 泳者が他の泳者の妨害をした場合は審判長は違反者を失格にし、その違反が故意と認められたとき、審判長はその事実を競技会の主催団体および違反した競技者の所属する団体に報告する。(SW10.7)
- 8 競技中にその速力・浮力または耐久力を助けるような仕掛けもしくは水着(例えば、水かきのある手袋、フィン等、粘着性のあるもの等)を使用したり、着用してはならない。ただし、ゴーグルは着用してもよい。審判長の承認が無ければ、身体上のいかなるテープも許されない。(SW10.8)
- 9 競技に参加していない競技者は、全ての泳者が競技を終了する以前に水に入った場合、その競技者はその競技会における以後の出場資格を失う。(SW10.9)

- 10 リレーチームは4人で構成されなければならない。混合リレーは男女各2名で構成される。混合リレーの第一泳者の記録は公認されない。(SW10.10)
- 11 リレー競技においては、前の競技者が壁にタッチする前に次の競技者の足がスタート台を離れた場合は、そのチームは失格となる。(SW10.11)
- 12 泳いでいないチームメンバーが、全てのチームの全ての泳者がレースを終える前に入水した場合、そのリレーチームは失格となる。(SW10.12)
- 13 リレーオーダーは競技前に提出しなければならない。リレーチームのメンバーは1つの競技に1回のみ参加できる。リレーチームの構成は予選と決勝で変更してもよい。ただし、メンバーはその種目に正式登録した者とする。提出されたリレーオーダーどおりに泳がなかったリレーチームは失格となる。交代は、緊急の傷病が発生してそれが文書で証明された場合のみ認められる。(SW10.13) (書式⑤ p.108)
- 14 個人競技、リレー競技の際、泳ぎ終わった泳者は、他の競技者の妨げにならないよう、速やかにプールから出なければならない。この規定に違反した競技者(またはチーム)は失格となる。(SW10.14)
- 15 競技者が他の競技者の行為によって、不利益を被った場合、審判長はその競技者を予選のときは次以降の組に出場させ、B決勝・準決勝、決勝、もしくは予選最終組のときは再レースを命じることができる。(SW10.15)
- 16 ペースメーカーとなる装置の使用や、サイドコーチ等のペースメーカーとなるような行為をすることは許されない。(SW10.16)

第 11 条 計 時(SW11)

- 1 全自動装置は機械審判の監督下にあり、全自動装置によって計測された時間は順位、ならびに各レーンの時間を決定するのに用いられる。全自動装置によって計測された時間は、計時員が計測した時間よりも優先される。全自動装置に故障や明らかに不具合が認められた場合、競技者が装置を作動させなかった場合は、ビデオカメラによるバックアップ装置または計時員の計測した時間が正式時間となる。(SW11.1)
- 2 全自動装置が使用されている場合は、結果は1/100秒までを記録する。1/1000秒の位まで計測可能な場合であっても、1/1000秒の位は切り捨てる。1/100秒までが同記録の場合は同着・同順位とする。公式結果や電光表示板の表示は1/100秒まででなくてはならない。(SW11.2)
- 3 競技役員による計測には、半自動装置またはストップウオッチが使用される。手動による計時は3名の計時員によって計られ、使用されるグリップスイッチおよびストップウオッチは、本連盟または加盟団体によって完全に調整されたものでなければならない。手動計時は1/100秒まで記録されなければならない。全自動装置を使用できない場合は、公式計時は以下の方法で決定される。(SW11.3)
 - (1) 3台のストップウオッチのうち2台が同じで、他の1台が異なる時間を計測した場合、2台の合致した時間を公式時間とする。(SW11.3.1)
 - (2) 3台のストップウオッチがそれぞれ異なる時間を計測した場合、中間の時間を公式時間とする。(SW11.3.2)
 - (3) 3台のストップウオッチのうち、2台だけが時間を計測した場合、その2台の平均時間を公式時間とする。(SW11.3.3)

- 4 競技者が失格した場合は、その旨を公式に記録しなければならないが、時間や順位を記録ならびに公表してはならない。
(SW11.4)
- 5 リレーに失格があった場合は、失格までの途中時間は公式に記録しなければならない。(SW11.5)
- 6 リレーが行われている間、先頭を泳ぐ泳者の50mごと、100mごとの途中時間は公式掲示で発表されなければならない。
(SW11.6)

第12条 記 録(SW12)

- 1 長水路での記録は男女とも、次の種目・距離で認められる。(SW12.1)

自由形	50m	100m	200m	400m	800m	1500m
背泳ぎ	50m	100m	200m			
平泳ぎ	50m	100m	200m			
バタフライ	50m	100m	200m			
個人メドレー	200m	400m				
フリーリレー	*4×50m	4×100m	4×200m			
メドレーリレー	*4×50m	4×100m				
混合フリーリレー	*4×50m	4×100m				
混合メドレーリレー	*4×50m	4×100m				

* 200mのリレー競技(長水路)は世界記録の対象とはならない

- 2 短水路での記録は男女とも、次の種目・距離で認められる。(SW12.2)

自由形	50m	100m	200m	400m	800m	1500m
背泳ぎ	50m	100m	200m			
平泳ぎ	50m	100m	200m			
バタフライ	50m	100m	200m			
個人メドレー	100m	200m	400m			

フリーリレー 4×50m 4×100m 4×200m

メドレーリレー 4×50m 4×100m

混合フリーリレー 4×50m 4×100m

混合メドレーリレー 4×50m 4×100m

- 3 世界記録のリレーのメンバーは同じ国籍でなければならない。
(SW12.3)
- 4 競技会は少なくとも3日前に公表されたものでなければならず、
全ての記録は対等の個々の競技で計測されたものでなければならない。
ただし、競技会中に実行委員会がタイムトライアルとして
認めた個々の競技は3日前に公表されなくてもよい。(SW12.4)
- 5 プールのそれぞれのレーンの長さは測量士や実行委員会が認め
た資格者によって公認されなければならない。(SW12.5)
- 6 世界記録の場合、可動式の壁が用いられるときは、レーンの
長さは競技の終わりに確認しなければならない。(SW12.6)
- 7 全ての記録は、FINA が承認した水着を着用した競技者のみが
樹立できる。(SW12.8)
- 8 1/100 秒まで同じ時間は同記録と見なされ、その記録を達成した
競技者は同記録保持者となる。優勝者の記録だけが新記録の申請
ができる。競技会で同記録が出た場合は、記録を達成したそれぞ
れの競技者が優勝者となる。(SW12.9)
- 9 全ての記録は淡水でのみ樹立することができる。海水で樹立した
世界記録は認められない。(SW12.10)
- 10 混合リレーを除き、リレーの第1泳者の記録は新記録に申請するこ
とができる。リレーの第1泳者が違反なく泳ぎ終えれば、続く泳者に
失格があったとしても、第1泳者の記録は無効にはならない。(SW2.11)
- 11 オリンピック、世界選手権、ワールドカップで樹立された全ての
の記録は、自動的に公認される。(SW12.17)

第13条 全自動装置(SW13)

- 1 全自動装置が用いられている競技会では、順位と時間、リレーの引き継ぎの判定は、計時員に優先される。(SW13.1)
- 2 定められた競技で、全自動装置が数名の競技者の順位や時間を記録できないときは、(SW13.2)
 - (1) 計測可能な全自動装置による時間と順位を記録する。
(SW13.2.1)
 - (2) 手動による時間と順位を記録する。(SW13.2.2)
- 3 公式の順位は以下のように決定する。(SW13.2.3)
 - (1) 全自動装置による時間と順位がある競技者は、その競技内で全自動装置による時間と順位がある他の競技者と比較し、相対的な順位が決められる。(SW13.2.3.1)
 - (2) 全自動装置による順位はないが、全自動装置による時間がある競技者は、全自動装置による時間がある他の競技者との時間の比較で相対的な順位が決められる。(SW13.2.3.2)
 - (3) 全自動装置による順位も時間も無い競技者は、半自動装置または3台のストップウォッチで相対的な順位が決められる。
(SW13.2.3.3)
- 4 公式時間は以下のように決められる。(SW13.3.3)
 - (1) 全自動装置による公式時間はその時間となる。(SW13.3.1)
 - (2) 全自動装置によらない公式時間は、半自動装置または3台のストップウォッチの計測による時間となる。(SW13.3.1)
- 5 複数の予選がある場合、順位は以下のように決定する。
 - (1) すべての競技者の順位は、公式時間を比較して決定する。
(SW13.4.1)
 - (2) 同記録で泳いだ競技者は、同じ順位とする。(SW13.4.2)

第14条 水着等(GR5)

- 1 水着、キャップ、ゴーグルは見苦しくなく、人に不快感を与えるようなものであってはならない。(GR5.1) (資料⑩ p.139)
- 2 水着は透けていてはならない。キャップを2枚かぶることは許される。(GR5.2)
- 3 審判長は、規則に反している水着を着た選手を参加させない権限を持つ。(GR5.3)

第15条 広告(GR6)

- 1 水着、キャップ、ゴーグル、その他トレーニングウェア、競技役員ユニフォーム、靴、タオル、バッグ等は規則に定められた範囲で着用が許される。ツーピースの水着は広告に関しては、ワンピースの水着と同じ扱いをする。競技者の名前、国名や国の略称は広告とは見なされない。(GR 6.1) (資料⑥ p.124)
- 2 体に広告を施すことは許されない。(GR 6.2)

第16条 抗議

- 1 競技中に発生した事柄に関する抗議は、発生後30分以内にそのチームの監督または代表者が、文書で審判長に提出する。(GR 9.2) (書式⑩ p.115)
- 2 抗議は、上訴審判団が設置されている競技会においては上訴審判団によって検討され、設置されていない競技会においては、その競技会を主催する本連盟または加盟団体から任命された大会総務によって検討され、裁定される。

第17条 その他

1 本連盟または加盟団体による公式競技会ならびに公認競技会は、次の要件を備えなければならない。

- (1) 開催日程、会場、競技の内容、参加資格等の要項は、競技会初日の3週間前までに一般に公表されなければならない。
- (2) 本連盟または加盟団体の特別の承認がない限り、競技者は本連盟の競技者資格規定により登録された者に限る。
- (3) 競技施設は、本連盟のプール公認規則に基づき公認されたものでなければならない。
- (4) プールのコンディションは、競技会の期間を通じて次の条件を満たさなければならない。

① プールの水は淡水であり、かつ、競技中は静水であること。

(FR2.11, SW2.18)

② 水温は、25～28℃を基準としていること。(FR2.11)

③ 水位は、満水の状態で一定の高さが保たれていること。

(FR2.11)

④ 互いに隣接するレーンを仕切るレーンロープは、1本でその直径は10cm以上15cm以下であること。レーンロープは、壁の両端に接続具によって固定され、水面上にたるむことなく張られていること。(資料⑪ p.140)

8レーンの場合、レーンロープの色は

1レーンと8レーンは緑色(2本)

2、3、6、7レーンは青色(4本)

4、5レーンは黄色(3本)

スタート側および折り返し側の壁から5mまでは赤色とする。

(FR2.6.1)

⑤ 15mマークならびに50mプールにおいて25mを示す

マークは、隣接するフロートと異なる色とすること。
 (FR2.6.2, FR2.6.3) フライングロープ、背泳ぎ用 5 m
 フラッグが設置されていること。(FR2.6.9, FR2.6.10)

8 レーンの場合のレーンロープ配置

		緑	
1		青	
2		青	
3		黄	
4		黄	
5		黄	
6		青	
7		青	
8		緑	

2 全ての競技者・監督・コーチおよび役員は、「競技会において着用または携行することができる水泳用品、用具の商業ロゴマーク等についての取り扱い規定」(資料⑥ p.124)に違反する物品を競技会場内で着用・携行して宣伝・広告の媒体となってはならない。

(1) 公式競技会および公認競技会のシンボルマークや、本連盟が認めたものは、この規則から除外する。

(2) この項に違反した者は、本連盟の審査によって登録競技者の資格を失う。

3 競技会において使用する施設、設備、機器類は、本連盟によって公認されたものでなければならない。また、公認されたもののうち、最高の機能を有するものを使用するよう努めなければならない。

〔 付 則 〕

本規則は平成 26 年 4 月 1 日以降開催される
競技会に適用される。

競技役員（競泳）の手引き

(公財)日本水泳連盟 競技役員(競泳)の手引き

I 競技会

I-1 公式競技会・公認競技会

この「競技規則」が適用される競技会は、公式競技会(本連盟または加盟団体が主催する競技会をいう)と公認競技会(本連盟または加盟団体が公認する競技会をいう)の2種類である。公式・公認競技会には、外国から招へいした競技者が参加する国際的な競技会もある。

我が国の選手が国を代表し、参加する国際競技会の主なるものとしては、次のような競技会がある。前述の国際的な競技会とは異なるものである。

オリンピック・ユースオリンピック・世界選手権大会(50 m・25 m)
世界ジュニア選手権・アジア大会・アジア選手権
アジアエージグループ選手権・東アジア大会・ユニバーシアード
ワールドカップ・パンパシフィック選手権
ジュニアパンパシフィック選手権

I-2 公式・公認競技会の名称制限

加盟団体および主催する団体が、競技会の名称を決定するに際して、以下の場合は、事前に加盟団体を通して本連盟の承認を得なければならない。

- [1] 「全日本」「日本」「全国」等、我が国を代表する意味を持つ語句を、競技会の名称に冠する場合。
- [2] 商標(ロゴ)・商標名等を、競技会の名称に冠する場合。

I-3 公式・公認競技会の報告

加盟団体は、競技会終了後3日以内に、必要事項を所定の方法によって本連盟に報告しなければならない。なお、加盟団体が認めた公認競技会においても同様とする。

[1] 報告の方法

(1) JPNSYS(記録報告データフォーマット)で日本水泳連盟の公式ホームページから報告する。

- ・JPNSYS 記録報告データフォーマット
(Games. dat および Results. dat)

- ・日本水泳連盟公式ホームページ(<http://www.swim.or.jp>)

[2] 報告の内容(報告用データを作成する前に再度リザルトの内容を確認すること)

(1) 選手の漢字氏名、性別、生年月日、競技者登録番号(7桁ID)は、本連盟の競技者登録と同一のものを使用する。

(注) 担当者は、競技会の開催に先立ち、あらかじめ本連盟への仮報告を行うことにより、リザルトの競技者情報が正しいことを確認すること。

(2) 記録が間違っていないことを確認する。

(3) 長水路・短水路の設定が間違っていないことを確認する。

(4) 大会開催年度の設定が間違っていないことを確認する。

1～3月に開催する競技会においては、年度が繰り上がっていないことを確認する。

(例)大会開催日 2015年1月1日～3月31日

→大会年度 2014年度

I - 4 実行委員会

本連盟または競技会の主催団体より指名された委員で構成し、競技会を円滑に運営するため、事前に、各競技役員の任務以外の事項について協議し、方針を定め、開会前の諸準備を行う。

本連盟の主催する全国規模の大会を主管する加盟団体の実行委員会は、本連盟と事前の連絡会を設置する。

当該競技会の審判長も、構成員であることが望ましい。

競技会開催中は、競技会関係者に対し、競技会の運営方法に関わる指示または連絡を行う。

実行委員会が事前に協議し、策定すべき準備内容としては、次のようなものがある。

(1) 競技に関して

- ① 大会役員の委嘱、競技役員の委嘱・編成
- ② 補助役員の任命・編成
- ③ 競技運営の企画
- ④ 開・閉会式および表彰式等式典関係の企画・準備
- ⑤ 出場者の申込受付
- ⑥ プログラム・タイムテーブルの作成
- ⑦ 前日練習、ウォーミングアップ、公式スタート練習の設定
- ⑧ 監督者会議、競技役員会議の開催等
- ⑨ 監視救護体制の確保

(2) 施設に関して

- ① 競技場の確保・使用方法の検討
- ② 使用器具の準備
- ③ 会場レイアウト・選手動線等の確認

(3) 渉外に関して

- ① 主催団体、主管団体、後援団体、賛助団体との連携

- ② 警備、消防関係、都道府県・市町村、各教育委員会等との連携
 - ③ その他の協力団体との折衝
 - ④ 医療機関、報道関係との打合わせ
- (4) 庶務に関して
- ① 予算を含めた収支計画
 - ② 宿泊、輸送、食事、駐車場の手配
 - ③ 記録速報の発行体制
 - ④ 役員関連の庶務

I - 5 大会総務

大会総務は、競技規則をはじめとする他の諸規則にのっとり、競技会が公正かつ円滑に行われるよう、競技会全般にわたって必要とする職務を行う。

実行委員会の委員長、当該競技会の審判長も、構成員であることが望ましい。

大会総務の主な職務内容は、次の通りとする。

- (1) 上訴審判団の設置されていない競技会においては、参加チームの責任者より文書でなされた抗議に対して裁定を行う。(審判長を含む競技役員を除く)
- (2) 競技者資格に疑義ある時は、その審議を行う。
- (3) 競技者に罰則(Ⅳ-2)を適用させる事態が生じた時には、その審議を行う。
- (4) 不測の事態が生じたとき、その対応を決定する。
- (5) 競技会運営について、不適切な運営がなされた場合は、指摘の上、必要な指示を与える。

I - 6 競技役員の編成と配置

[1] 競技役員の編成

競技会を運営・統括するための競技役員として、競技規則第1条の役職と人数を置く。

[2] 必要に応じて競技役員を補充し、その他の役職を置くことができる。

(1) 規模の大きな競技会においては、大会運営と競技会運営を組織の上で分けて考え、下記のような役員を配置し、運営するとよい。

役員長、競技進行、コンピュータ操作、速報員、フライングロープ担当、表彰、場内司令(会場)、賞典、得点、音響、報道担当、救護、監視救護

(2) 競技役員の役職は、他の役職と兼務することは差し支えない。ただし、計時員(含む予備)の役職は兼務することができない。

(3) ドーピング検査を行う競技会においては、ドーピング監察員の他にドーピングシャペロンをおかなければならない。

(4) 競技会によっては、上記競技役員の他に上訴審判団が設置されることがある。

(5) 競技会運営の役職に、審判員資格を有しない競技役員、補助役員を充てる場合は、競技の失格判定に直接関与しない役職に配置する。

[3] 競技場内(アリーナ)における競技役員の配置

競技役員の標準的な配置例を、「資料① 配置図(p.116)」に示す。

(1) 出発合図員は、審判長と同サイドに位置する。

(2) 折返監察主任は、審判長と対面するサイドのスタート側と折返し側にそれぞれ位置する。

(3) 泳法審判員は、両サイドにそれぞれ2名ずつ分かれて位置する。

[4] 競技会プログラムに競技役員を記載する際の役職名および記載

順は、「資料② 競技役員プログラム記載例(p.117)」によることが望ましい。

Ⅱ 競技役員

本章における競技役員とは、公認競技役員および公認審判員をいう。競技役員資格は「資料③ (公財)公認競技役員資格規定」および「資料④ 公認競技役員資格規定 研修会・実施細目」並びに「資料⑤(公財)競泳競技・公認審判員規定」に基づく。(p.118～p.123)

Ⅱ－１ 競技役員に期待される役割とその心得

- [1] 競技役員が競技会に関与する目的は、自己の心身向上のため、および社会発展のためのスポーツに貢献することにあつて、それ以外の何ものでもないことに留意すべきである。
- [2] 競技会には、規律正しい運営、公平・公正な運営、円滑な運営、安定した運営、活気ある運営が常に求められている。これらの期待に応えるために、競技役員は心構えとして、以下のすべてに鋭意努力しなければならない。
 - (1) 競技規則および競技運営に精通し、自信と責任を持った判断を速やかにすること。
 - (2) 競技会が公正かつ平等に行われるように、私情を厳しく排除し、沈着冷静に行動すること。
 - (3) 多数の観客ならびに競技者が注目していることを自覚し、自己の服装・行動について十分な配慮をすること。
 - (4) 競技会運営は組織的に行われており、いかなる役職も重要な役割を担い、相互の連携が不可欠であるとの認識に立つこと。また、

各役職相応の権限を尊重し、権限に基づく指示・決定事項を順守すること。

[3] 競技役員には、水泳の普及発展と同時に、参加者の心身ともに健康な向上発展に寄与するための教育指導的役割が期待されている。この責を果たすために、以下の事項についても配慮しなければならない。

- (1) 競技場の内外を問わず、競技者の動向に気を配り、社会の一員としてふさわしい行動をとるよう注意・指導に努めること。
- (2) 競技会に参加する競技者に、会場利用や競技参加の方法に関わる順守事項について指導・監督をすること
- (3) 競技者の資格や権利が、他から侵されることのないように保護すること。
- (4) 競技者の人格を尊重し、受容的な態度で接すること。

[4] 競技会に参加する競技役員の行動は、以下を基本とする。

(1) 集合

- ① 競技開始 45 分前までに(各役職の主任・副主任は 1 時間前)更衣をすませ、所定の場所に集合する。
- ② 競技開始前に準備を要する役職担当者と開会式の係員は、その準備に必要な時間に集合する。
- ③ 施設・設備担当者は、前日までに必要とする準備を完了しておく。

(2) 指示および伝達

- ① 主任会議：審判長は、実行委員、大会総務と共に、競技会の開始に先がけ、主任・副主任を集めて競技会の運営について必要な指示・伝達を行う。
- ② 全体打合せ会：その後審判長は、全競技役員を集め、競技会の目的や特色、留意事項等を伝える。
- ③ 係別打合せ会：主任は担当の競技役員を集め、出欠の確認

の後、配置や役員交代等の必要事項について指示する。

(3) 待機

競技役員が、直接その任務に従事しないときは、所定の場所で待機する。待機中は次の事項に留意する。

- ① 待機、喫煙および飲食は、指定の場所で行う。
- ② 所定の場所を離れるときは、必ず主任(不在の場合は副主任)に連絡し、その了承を得る。
- ③ 役職上必要な場合を除いて、観客席、選手席に入ってはならない。

(4) 入退場

入退場には、事前に整列し、通告により一斉に整然と行う。入場後は所定の位置に立ち、審判長の合図で、一斉に着席する。審判長および出発合図員が紹介されることもある。

競技会終了後の退場の際にも、通告により一斉に、整然と行う。競技役員交代時の入退場においても、規律正しく機敏に行動する。

(5) 用具管理

競技用具の使用に際して、事前に点検・確認を行う。

(6) 相互の連絡

競技役員相互の連絡は、事前に決めておく。

(7) 競技役員の交替

競技会が長時間にわたる場合や、多くの競技種目が短時間に集中して行われる場合は、競技役員は交替して勤務することが望ましい。

(8) 配慮すべき事項

- ① 競技者の競技意欲を盛り上げるため、好記録の発表や競技者の表彰等においては、率先して拍手をおくる。
- ② 競技者に限らず、関係者、観客の不審な動きや、異常な事態に気付いたときは、主任または実行委員に報告する。

[5] 競技役員の服装と携行品

- (1) 競技会に参加する際は、本連盟制定の競技役員ユニフォーム（ポロシャツ・スラックス・ネームプレート）を着用し、私物の携帯は最低限にとどめる。
(注1) シューズに関しては、白色でプール専用のもとする。
(注2) ユニフォームの発注(有償)は、競技役員資格の有無を確認するため、所属する加盟団体を通して行う。
- (2) 競技会参加の際は、本連盟が交付した競技役員手帳を提出する。
- (3) 競技者・監督・コーチと同様に、競技役員も「競技会において着用、又は携行することができる水泳用品、用具の商業ロゴマーク等についての取り扱い規程」に定める用品・用具以外の物品を競技場内で着用・携行して宣伝・広告の媒体となってはならない。
(資料⑥ p.124)
- [6] 委嘱された任務を正当な理由なく怠ったり、必要な競技役員・審判講習会に出席しなかったとき、または競技役員としてふさわしくない言動や不行跡があったときは、競技役員資格を取消されることがある。

Ⅱ－２ 競技役員の仕事と権限

[1] 役員長

(1) 任務

実行委員会の決定事項に基づいた指示を与えると共に、異なる水泳競技が同一大会として開催される総合大会においては、各水泳競技間の連絡調整を行う。

(2) 権限

- ① 競技会場の全てを統括する。
- ② 競技の進行および公表する事項について指示をする。
- ③ 抗議が発生した場合は、それを受け裁定の手配を行う。

(3) 編成

大会の規模により、実行委員長・審判長の任に当たる者が兼務する。

[2] 競技進行

(1) 任務

競技の進行表を作成し、各競技役員との連絡調整を図り、競技が予定通りに進行するように調整する。

(2) 権限

競技・表彰・開閉会式の進行に関して、各分掌に対し必要な指示を与える。

(3) 編成 1名

(4) 通告席、機械操作員の近くで、全競技および電光表示板が見渡せ、かつ審判長と連絡が容易な場所に位置する。

[3] 審判長

(1) 任務

競技規則第2条1に従う。

本連盟の競泳競技規則を完全に施行し、競技の運営が公正かつ円滑に行われるように努める。そのために主として次の任務を遂行する。

① スイムオフが行われる場合は、事前に競技者に連絡するとともに、公表する。その際、競技役員の配置についても各主任に指示を与える。

② 競技者の水着や衣服・持ち物が宣伝広告に関する規定に違反している場合、その使用を禁止させる。(資料⑥ p.124)

(2) 権限

競技規則第2条1に従う。

(3) 編成 1名

副審判長を設け、審判長を代行させることができる。

(4) 位置

全競技が見渡せ、各競技役員との連絡が取りやすい場所に位置する。競技の進行に伴い、移動して任務にあたっては差し支えない。

(5) 手順

① 競技会の開催に先立ち、次の事項を実施する。

ア 競技者または監督者に対して、監督者会議等を通じて競技運営についての注意・連絡事項等を説明する。

(注)監督者会議の内容は、実行委員会による連絡・説明の他に、競技の進行、招集の要領、ウォーミングアップの方法、記録の発表、プログラムの訂正方法(書式① p.104)等である。

イ 競技運営の機能を十分考慮し、競技場内の設営、競技用具および競技役員の配置場所等を点検・確認する。

ウ 主任会議や、全体打合会を行う。

競技会当日にあっては、競技役員の出席状況を把握し、状況に応じて再編成等必要な措置をとる。

② 競技開始に備え、次の事項を実施する。

ア 競技役員を所定の位置につかせ、競技会の開始を通告させる。

イ プールコンディションや連絡事項等は、競技開始前に全て通告を終了させる。

ウ ピストルのテストは、競技開始前に終了させておくよう出発合図員に指示しておく。50 m 種目等で、出発合図の位置を変更する場合も、競技進行に支障のない合間に実施しておくように指示する。

③ 競技開始にあたり、必要に応じて次の事項を指示する。

ア **混合リレーを除き**、リレー競技の第1泳者および1500 m 自由形における800 m の途中時間を正式時間と

するために、計時主任に計時を指示する。さらに、通告員によりその旨を公表させる。

イ 競技の進行は公表されたタイムテーブルに従って行う。なんらかの理由によって予定時間が概ね 20 分以上繰り上がる時は、事前に公表するよう通告員および招集員に指示する。

④ 競技の運営については、次の要領で行う。

ア 競技者がスタート台後方に入場したら、競技者の動向および水着・持ち物を確認し、違反がある場合は直ちに判断を下す。

イ 各競技役員（出発合図員、泳法審判員、折返監察員、着順審判員、計時員）と競技者が所定の位置につき、競技の進行に支障のないことを確認した後、競技の開始を告げる。

ウ 規則に違反したのを自ら監察した場合、または泳法審判員・折返監察主任からその旨の報告を受けた場合は、その判定について調査し、最終決定を下して処理する。

審判用紙（書式② p.105）の提出に対しては、記入された内容を確認し、署名をして機械審判または記録主任に保管させる。

エ 競技終了後は、泳法審判員および折返監察主任から違反連絡が無い場合は、「競技成立」の合図を行い、その競技の結果について最終決定を下す。

違反によって失格した競技者またはその監督者からの問い合わせについては審判長が説明する。

⑤ 競技中の競技役員（計時員、折返監察員等）の交替は、次の要領で行う。

ア 競技会の規模や進行予定時間等を考慮し、種目または時間の切れ目に交替するよう、交替時期を事前に打合わせ

ておく。進行している競技の途中で交替してはならない。

イ 交替する役員は、交替する5分前には入場できるように待機させる。

(6) 留意事項

- ① 審判長は、競技の運営のみならず競技会全般にわたり、規則以外にも広く知識を有する者があたることが望ましい。そのため審判長の人選については、実行委員会等で十分検討する必要がある。名目上の役職であってはならない。
- ② 競技会の開催にあたっては、競技会運営の円滑化を図るために、事前に準備状況等を確認し、対処しておくことが重要である。
- ③ 競技者が、競技会で最高の成績をおさめることができるように、競技会の雰囲気作りについても常に工夫・改善する努力が必要である。

[4] 機械審判

(1) 任務、権限

競技規則第2条2に従う。

競技会の全ての記録を含む情報管理を統括する。

(2) 編成 1名

(3) 位置

ビデオ、コンピュータ等使用機器の近くに位置する。

[5] 出発合図員

(1) 任務

競技規則第2条3に従う。

前の競技の競技者がスタート台付近に残っていたり、リレー競技のメンバーが待機している場合は、その場に座らせる等の指示をし、計時員が出発の合図を確認しやすいようにする。

(2) 編成 2名

(3) 位置

「資料① 配置図(p.116)」に従う。

(4) 手順

- ① 競技者がスタート台後方に入場し、通告による選手紹介が行われるときに出発合図を行う位置に立つ。
- ② 選手紹介が終わる前に、ピストル、マイクスイッチの再確認をする。
- ③ 審判長の短いホイッスルの合図によりマイクをセットする。
- ④ 審判長より出発合図を行ってもよいという合図(腕が水平に伸ばされる)を受けたら、競技者ならびに競技役員の準備状況を確認した後、ピストルを頭上に伸ばし、号令を下す。
- ⑤ 違反している競技者に対しては注意を与え、正しい構えをさせる。
- ⑥ 号令で競技者が速やかにスタートの構えを完了し、全競技者が一斉に構え、揃った状態で公正にスタートできると判断したら、出発合図を行う。

号令の直後に競技者の中にはスタートの構えが遅れたり、静止しない者がいた場合でも出発合図をしなければならない。

号令をかけても、いつまでもスタートの構えをしない場合にはスタートの構えをしたものとして合図をしてもよい。

- ⑦ 審判長の合図から出発までの間には、次のような配慮が必要である。

ア 審判長の合図から号令までは、適切な間合いを会得するよう常に研鑽に努める必要がある。

イ 号令から出発合図までの間合いは、選手の構えにもよるが、ある程度一定になるよう努める。

ウ ピストルを打つ際の動作は、腕・体を動かさないように注意する。

⑧ フォルススタート

号令によってスタートの構えが完了してから合図があるまでにスタートした場合はフォルススタートとなる。

ア 出発合図をする前に一部の競技者が明らかにスタートした場合は、出発合図はせずに次の手順で競技を再開する。

a 残った競技者をスタート台より降ろす。

b その競技者のみを失格とし、他の競技者で改めてやり直す。

c つられて落ちたと判断された競技者については、失格としないでやり直しの機会が与えられる。

イ 出発合図をした後、一部の競技者が合図より早く出発したと判断しても、競技は止めることなく続行し、速やかに審判長に報告し、失格の決定を得る。違反者は競技終了後失格となる。審判用紙には違反者の動きを具体的に記入し、署名する。

(5) 留意事項

① 他の役職において機械化が進んでいる中であっても、出発合図については人間によって行われていることの意義を考え、任務の重大さを十分認識し、威厳をもって行うべきである。

② ピストルの取扱いについては、事前に十分調整しておく。

③ 国際競技会での号令は「Take your mark(s)」で行われる。

④ 公式スタート練習は、当日、任にあたる出発合図員が担当する。

[6] 招集員

(1) 任務

競技規則第2条12に従う。

① 棄権を受け付ける。「書式③、④ 棄権届出用紙(p.106, p.107)」

- ② リレーオーダーを受け付ける。「書式⑤ リレーオーダー用紙(p.108)」
 - ③ 招集所に集まった各競技者が商業ロゴマーク等についての取り扱い規定(資料⑥ p.124)に違反していないか、水着・衣服・持ち物を観察により点検し確認する。また、禁じられているテーピング等の有無についても同様に点検・確認する。
違反または疑わしい場合は審判長の指示を得て適切な措置をとる。
 - ④ 棄権料の徴収が規定されている競技会においては、棄権者から所定の棄権料を徴収する。
 - ⑤ 競技者、監督、コーチ等に対する窓口となる。
 - ⑥ 競技者の集合時間およびリレーオーダーの提出時間に遅れた競技者(チーム)については審判長に報告する。
- (2) 編成 2名以上
女子の競技がある場合は、女性の招集員も含めておく。
- (3) 位置
招集所は、競技者が出発前に待機し動線の都合がよい場所とする。
- (4) 手順
- ① リレーオーダーを受付ける際、次の事項について確認する。
 - ア 姓と名が記載されているか。
 - イ 記載責任者名が記入されているか。
 - ウ 学年・年齢、個人番号等、必要事項が記入されているか。

(注1)オーダー用紙は、招集所に備えておく。

(注2)受付に際しては、受領の証を交付する。
 - ② 競技者を所定の時間までに確実に招集所に集合させるために、監督者会議での連絡事項に加えて、招集時間や競技進行

の様子、招集方法等について、掲示や通告等の方法により事前に周知徹底させる配慮が必要である。

(注)本連盟主催の全国規模の大会においては、招集は競技開始予定時刻の20分前から行う。

- ③ 競技者が集合したら、点呼の上、競技者が本人であることを確認する。

(注)ドーピング検査が行われる競技会では、選手がADカードを所持しているかを確認する。また、必要に応じてADカードを集める。

- ④ 棄権者が出た場合は、機械審判に報告し、記録員、機械操作員、通告員にも伝える。

- ⑤ 集合した競技者に、組・レーン等を知らせ、指定した場所で組ごとに待機させる。

(注)競技者が特別の事情で招集所を離れるときは、必ず招集員に連絡させる。(指定時間内に必ず戻らせる)

- ⑥ 競技中にその速力、浮力または耐久力を助けるような仕掛けもしくは水着等を着用していないか確認する。違反があれば、アリーナ内へ持ち込ませないように適切な措置を講じる。

審判長の承認が無ければ、身体上のいかなるテープも許されない。

- ⑦ 競技開始の誘導の前に、注意徹底することについて連絡する。

入退場の方法

特に競技終了後、スタート台位置近辺から速やかに退去するよう指導する。

- ⑧ 前の組の競技がスタートまたは終了したら、次の組の競技者をスタート台の後方まで誘導する。

(注)入退場のタイミングについては、事前に審判長と打合わせ、合図等を決めておくこと。

- ⑨ B 決勝・準決勝、決勝の進出者から棄権の申し出があった場合は、速やかに審判長に報告する。

補欠者への連絡のために、進出者が棄権を申し出る時間（1時間前）を順守させる。

(5) 留意事項

招集所における競技者の微妙な心理状態に配慮し、気分をほぐすような設営ならびに配慮が必要である。その方法については、日頃から工夫して身につける努力が望ましい。

例：レース前の3～4組程度の人数が集中力を高めたり、ストレッチができる程度のスペースを確保するなど。

[7] 折返監察員

(1) 任務

① 折返監察主任

競技規則第2条5に従う。

ア 競技中は、審判長と反対のサイドに位置し、全競技者の監察を行うと共に、折返監察員がその任務を十分に果たしているかを確認する。

② 折返監察員

競技規則第2条6に従う。

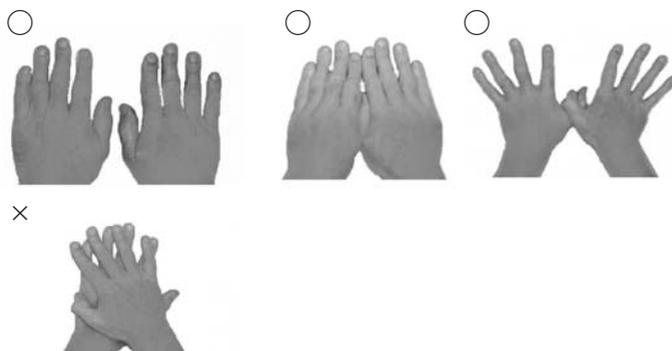
ア 「スタート後の動作」の監察

競技規則第5条(自由形)～第9条(メドレー競技)に従い、スタートの最初の一かきの終了まで、泳者が競技規則に従って正しく行っているかを監察する。

イ 「折り返しの動作」の監察

競技規則第5条(自由形)～第9条(メドレー競技)に従い、折り返しの壁へのタッチ前の最後の一かきの始まりから、折り返し後の最初の一かきの終了まで、泳者が競技規則に従って正しく行っているかを監察する。

※平泳ぎとバタフライのタッチ(折り返し、ゴール)



ウ 「ゴールタッチ」の監察

競技規則第5条(自由形)～第9条(メドレー競技)に従い、ゴールタッチが競技規則に従って正しく行われているかを監察する。なお、全自動装置を使用している場合は、折り返しおよびゴールタッチが、タッチ板の有効面に正しく行われていたかを監察する。

エ 「リレー競技の引き継ぎ」の監察

リレー競技では、先の泳者がスタート台下の壁にタッチする以前に、次の競技者の足先がスタート台から離れていないかを監察する。

なお、リレー引き継ぎ判定装置を使用する場合は、その判定は折返監察員の監察より優先される。

オ 「競技中における他の競技者の不法入水」の監察

個人競技、リレー競技とも、競技中に他の競技者が不法入水することがないかを監察し、入水するような行動と判断した場合は、事前に注意を促す。

カ 「レーン逸脱」の監察

競技中、体の中心線(特に頭を見る)が、他のレーンに出ることがないかを監察する。

キ 「その他」

- ・レーンを間違えて泳いだ場合
- ・他のレーンに進入した場合

(2) 編成および位置

- ① 折返監察主任は、審判長と反対サイドの、スタート側に1名、折り返し側に1名、プールの5mライン以内で折返監察員と、合図等による連絡をしやすい場所にそれぞれ分かれて位置する。
- ② 折返監察員は、各レーンのスタート側と折り返し側にそれぞれ1名ずつ、位置する。

(3) 手順

① 折返監察主任

ア 競技会の開始前に折返監察員を招集し、違反に対する統一の見解を持つ。また、監察の方法、入退場の方法、交替の方法についても確認する。

イ 折返監察員の割当てを決める。

ウ 折返監察員から違反があった旨の合図を受けた場合、また、折返監察主任自身で違反を監察した場合は、審判長に報告する。

エ 審判長が違反による失格の最終決定をした場合、折返監察員に違反報告を審判用紙(書式② p.105)に記入させ、審判長に提出する。主任自身で違反を監察した場合は、自ら審判用紙に記入し、署名する。

オ 審判用紙には、種目、組数、レーンに加え、違反の内容を具体的に記述し、違反の発生地点として□□mでの折り返し、第□泳者から第□泳者への引き継ぎ等も記入する。

② 折返監察員

ア 「スタート後の動作」の監察

プールのスタート側と折り返し側に分かれて、泳者が正しく競技規則に従っているかを監察する。

ここでは、競技会の標準として一般的な手順を例示する。

- a 泳法の種目にかかわらず、監察手順は共通である。
- b 監察に際しては、プログラムや筆記用具は手に持たない。
- c 審判長の長いホイッスルで起立し、1～2歩で台上に上られる地点まで進み、静止する。静止地点は、あらかじめ統一しておく。

自席から離れている場合は、長いホイッスルに間に合うようなタイミングで起立する。

- d 背泳ぎの場合は、2回目の長いホイッスルの間も静止地点で留まる。
- e 出発合図後、速やかに台上に上がり、競技者のスタートから最初の一かきの終了までの動作を監察する。
- f 監察後、主任に対して違反の無い旨の合図を送り、速やかに静止地点に戻る。違反と判断した場合は、台上で主任に正対して片手を小さく上げてその旨の合図を送る。
- g その後、静止地点で待機し、競技の終了まで折り返しの動作やゴールタッチの監察等を行う。
- h 折り返し側の折返監察員も、同様に審判長の長いホイッスルで(あるいは間に合うように)起立し、静止地点まで進み静止し、競技の終了まで折り返し動作の監察等を行う。

イ 「折り返しの動作」の監察

泳者が、折り返しの壁から10～15m手前に来たときに準備し、5m手前に来たときは、すでに台上に上がって監察の態勢を整えておく。折り返しの壁へのタッチ前の最後の一かきの始めから、折り返し後の最初の一かきの終了までを監察する。監察後、主任に正対して合図を送り、速やかに元の席に戻る。違反と判断した場合は、台上で主任に正対して片手を小さく上げて合図を送る。

ウ 800・1500m自由形競技の際は、距離の確認、コールまたはラップカードの表示、振鈴の任務にあたる。要領は次の通りである。

- a コール：スタート側の折返監察員は、800m競技の途中、400mにおいて泳者に「400」と伝える。また、1500m競技の途中、500m、1000mにおいて泳者にそれぞれ「500」、「1000」と伝える。

(注1)コールは、折り返し前の5m手前から折り返し後の5mまで、泳者のブレス(呼吸タイミング)を見計って大きな声で繰返し行う。

(注2)ラップカード等を使用する場合は、コールは省略してもよい。

- b 振鈴：スタート側の折返監察員は、800m、1500m競技において、泳者がスタート側の最後の折り返し5m前に来た時から折り返し後5mまで、注意を喚起する合図(振鈴)を行う。

(注)振鈴は、強く、速く、また連続して行う。その時、泳者に向けて振らないように、十分気をつけなければならない。

- c ラップカードの提示：競技会によっては、コールに

替えてラップカウンターを使用することがある。

ラップカードを使用する場合は、折り返し側の折返監察員が、残りの折り返し回数を泳者に見えやすいように示す。

スタート前に、ラップカードをスタート側から見て、右側、左側のどちらに提示するかを競技者に尋ね、その方向の腕を上げることにより、折り返し側の監察員に知らせる。折り返し側の監察員は、同じ方向の腕を上げることにより、了解したことを知らせる。

ラップカウンターは、レーンごとに残りの折り返し回数を示す機器で、水中と折り返し側スタート台に設置される。残りの折り返し回数に誤りがないか、確認する。誤りがある場合は、直ちに主任に報告する。

オ 「リレー競技の引き継ぎ」の監察

リレー競技の引き継ぎの際には、前の泳者がスタート台下の壁にタッチする以前に次の競技者の足先がスタート台から離れていないかを監察する。

(注1)この場合、前の泳者の手の指先と、次の競技者の足の指先の離れ具合に焦点をあてて監察するとよい。

(注2)リレー引き継ぎ判定装置を使用している場合は、判定装置の結果が優先される。この場合においても、折返監察員は監察した結果を手元のプログラム等に記録しておく。主任への報告は省略するが、審判長より求められた時は、その記録を提示する。

(注3)引き継ぎを監察する際に、次にスタートした競技者のスタート後の動作の監察がおろそかになりやすいので注意を要する。

カ 「ゴールタッチ」の監察

泳者が、ゴール側の壁から10～15m手前に来たときに準備し、5m手前に来たときには、すでに台上に上がって監察の態勢を整えておく。監察後、台上で主任に正対して合図を送り、速やかに元の席に戻る。違反と判断した場合は、台上で主任に正対して片手を小さく上げて合図を送る。全自動装置を使用している場合は、ゴールタッチがタッチ板(有効面内)に正しく行われていたかを確認する。

(4) 留意事項

- ① ある競技者が極めて疑わしい泳法や動作を行った場合、審判長、折返監察主任に報告する。
- ② 失格の判定は、競技者にとって重大な影響力を持つことになるので、その重要性を認識し、泳法その他の競技規則について十分精通しておく必要がある。
- ③ 違反の監察は、前後の状況も含めて詳しく監察し、どのような状態でその違反がなされたかを、詳細に説明・再現できるようにしなければならない。
- ④ プールの水面、水中に、競技に支障をきたすおそれのあるものが浮遊していたら、次の競技の前に取り除くよう手配する。
- ⑤ 折返監察員は、競技場内に位置する最多数の役職であり、その行動は競技会の雰囲気をもとに大きく左右するので、交替時の移動を含め、常に整然とした行動をとるように留意する。

[8] 泳法審判員

(1) 任務

〈競技規則第2条7に従う〉

- ① フライングロープ担当を兼ねる。

(2) 編成および位置

- ① 4名でプールの両サイドに2名ずつ分かれて位置する。
- ② 泳者の動きに合わせて移動し、競技全般が見渡せるような場所に位置する。

(3) 手順

- ① 審判長の長いホイッスルで起立し、スタート時の監察位置に移動する。
- ② 泳者の動きと共に、プールサイドを2名で移動し、泳者が競技規則に従っているかを監察する。その際、中央レーンより手前側の泳者を主として前後に分けて監察する。

ア 自由形の場合

〈競技規則第5条に従う〉

〈動き方〉

審判長の長い笛で起立、移動

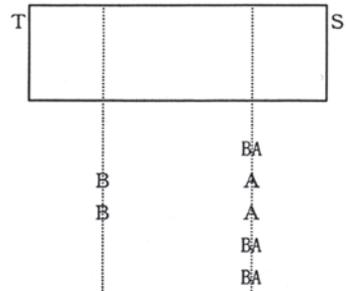
出発時 B A 共に 15 m

競技中 B A 共に 定点

折り返し B A 共に 定点

ゴール B A 共に 15 m

終了後着席



スタートおよび折り返し時は、壁から 15 m 地点に立ち、15 m 地点で泳者の頭部が完全に水面上に出ているかを監察する。

(注) 200 m の競技の場合は、25 m マークまでの間に泳者が 1 人もいない時は、壁から 15 m 地点で着席して監察してもよい。

イ 背泳ぎの場合

〈競技規則第6条に従う〉

〈動き方〉

審判長の長い笛で起立、移動

出発時 B A 共に 15 m

競技中 B A で前後を分担

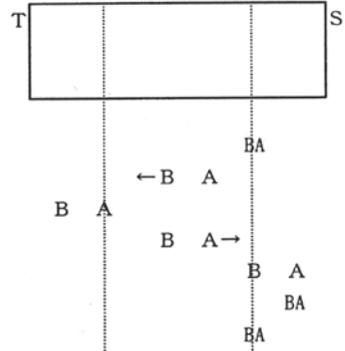
折り返し B は内へ A は定点

競技中 A B で前後を分担

折り返し B は定点 A は内へ

ゴール B A 共に内へ

終了後着席



スタートおよび折り返し時は、壁から 15 m 地点に立ち、15 m 地点で泳者の頭部が完全に水面上に出ているかを監察する。その後は、泳者の動きに合わせて移動しながら監察する。

ウ 平泳ぎの場合

〈競技規則第7条に従う〉

〈動き方〉

審判長の長い笛で起立、移動

出発時 B A 共に内へ

競技中 B A で前後を分担

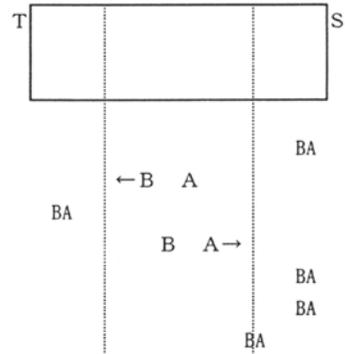
折り返し B A 共に内へ

競技中 A B で前後を分担

折り返し B A 共に内へ

ゴール B A 共に内へ

終了後着席



スタートおよび折り返しは壁と浮上するまでの間

に立ち、スタート後および折り返し前後の泳法を
 監察する。その後は、泳者の動きに合わせて移動
 しながら監察する。

エ バタフライの場合

〈競技規則第 8 条に従う〉

〈動き方〉

審判長の長い笛で起立、移動

出発時 B A 共に 15 m

競技中 B A で前後を分担

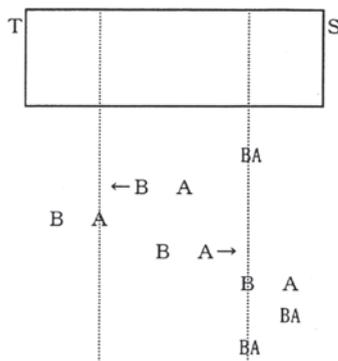
折り返し B は内へ A は定点

競技中 A B で前後を分担

折り返し B は定点 A は内へ

ゴール B A 共に内へ

終了後着席



スタートおよび折り返し時は、壁から 15 m 地点
 に立ち、15 m 地点で泳者の頭部が完全に水面上
 に出ているかを監察する。その後は、泳者の動き
 に合わせて移動しながら監察する。

オ メドレー競技の場合

〈競技規則第 9 条に従う〉

〈動き方〉

個人メドレー、メドレーリレーにおいては、各種目に応じて
 行動する。また、リレー競技においては、4 回のスタート
 行為があることに留意する。

(4) 監察する主な事項

- ① 泳法および15m(距離)潜水制限
- ② インターフェアの有無
- ③ 水底を歩いたり蹴ったりして競技を続ける行為
(注)自由形およびメドレー競技における自由形に限り、プールの底に立つことは許される。
- ④ レーンロープを引く等の行為
- ⑤ レーンの逸脱
- ⑥ 折り返しの動作、リレーの引き継ぎ、ゴールの動作
ア 違反を監察した場合は、種目、レーン、違反の内容等所定事項を審判用紙に記入し、署名の上、審判長に提出する。
(注)その要領は、まず口頭で審判長に報告し、判断を仰ぎながら審判用紙に記入するとよい。
イ 審判用紙に必要事項を記入する。
違反行為は全て挙げ、発生した地点、監察した違反内容をなるべく詳細かつ具体的に記入する。

(5) 留意事項

- ① 判定の難しい違反は、複数で確認することが大切であり、「疑わしきは罰せず」の原則で処理すること。
- ② ある競技者が極めて疑わしい泳法や動作を行った場合は、審判長に報告する。
- ③ 移動をしながら監察する場合は、できるだけ泳者の視野に入ることを避け、また、脚、足の動作が確認できるように泳者の後方から監察するとよい。
- ④ 失格の判定は、競技者にとって重大な影響力をもつことになるので、その重要性を認識し、泳法その他の競技規則について、十分精通しておく必要がある。

[9] 計時員

(1) 任務

競技規則第2条9に従う。

① 競技者が競技に要した時間を正確に計時する。

② 計時主任は次の任務を行う。

ア 計時員にレーンと任務を指示する。全自動装置を使用しない競技会においては、レーンごとにレーン主任1名をおく。

イ 競技終了後に各レーン主任から、それぞれのレーンについて計時時間を記入した計時用紙(書式⑥ p.109)を集める。記録された時間が疑わしいと思った場合は、計時員の時計を点検し確認する。

ウ 提出された計時用紙によって、各レーンの決定時間を審判長に報告する。

③ 計時に使用する時計は、1/100秒まで計測可能なデジタルストップウォッチとする。

④ 全自動装置が使用されている場合は、その規定を適用する。

(2) 編成

① 全自動装置が使用されている場合は、1レーンにつき3名の計時員を配置する(国内競技会では運用として1名でも可)。バックアップシステムとして、水中ビデオ装置が使われている場合は、計時員の配置は不要である。

② 全自動装置を使用できない競技会においては、各レーン3名、予備2名の計時員を配置し、その中から各レーンに1名の主任をおく。

(注1)配置は、計時主任が行い、途中時間、正式時間を計時する計時員も含まれる。

(注2)全自動装置を使用できない場合は、3名で計時しなけ

れば正式時間としては扱われない。

(注3)世界記録は、全自動装置、または全自動装置が作動しなかった時に併用されている3台の半自動装置により、記録された時間のみ承認される。

(3) 位置

計時員は計時員席に位置する。計時員席は、ゴール付近で出発の合図(光)を確認しやすい所に設置する。プールの構造上、光が見えない場合は、見える位置に一斉に移動して待機する。

(4) 手順

① 計時主任は、競技開始前に時計の正確さを確かめておく。

使用される時計は、主催者の承認したストップウォッチのみに限定される。多目的使用のための時計等を使用してはならない。

なお、従来の型式と異なる時計を使用する場合は、事前に本連盟(競技委員会)と打合わせ、了承の上、採用しなければならない。

② 審判長から指示があった場合は、各レーンの計時員は、競技者が所定の本人であるかの確認を行う。

③ 計時員は、審判長の長いホイッスルで一斉に起立し、出発合図員に相対してスタートの合図に備える。

④ 計時員は、出発の合図で時計を始動させ、必要な途中時間を計測し、泳者がゴールしたときに止める。

⑤ 折り返しまたはゴールの際は、泳者が、ゴールの壁から10～15m手前に来たときに起立し、5m手前に来たときには、すでに台上に上がって計時の態勢を整えておく。

時計を押ししたら直ちに席にもどり、席についてから時計を読み取って、記録し、必要に応じてレーン主任に報告する。また、全自動装置が使用されている場合に、ストップウォッチ

の時間と電光表示板の時間が、誤差の範囲を超えていると判断した時は、主任に合図を送り適切な処置を行う。なお、特に次のことに注意をしなければならない。

ア ゴールタッチの確認にあたっては、タッチが流れたか否かをよく確認し、泳者のスピードや泳ぎのリズム等につられないようにする。

イ 自分の計時した時間に自信と責任を持ち、他の計時員や電光表示板の時間に相違があっても、事実を申告する。

ウ 自分の計時した時間は、正式決定時間ではないので、競技者・コーチに知らせてはならない。

- ⑥ レーン主任に時間を報告した後も時計は止めたままにしておき、審判長が次の競技の通知をするためにホイッスルを短く吹くのと同時に時計を戻さなければならない。
- ⑦ レーン主任は、受持ちのレーンの計時員から時間の報告を受け、それを計時用紙に記入し、レーンの正式の時間を競技規則に従って記入、署名し、計時主任に提出する。
- ⑧ 計時主任は、レーン主任から提出された計時用紙を集計し、競技者の所要時間を競技規則にしたがって決定した後、審判長に報告する。

(注)計時の補助員は、競技終了後、レーン主任から計時用紙を回収し、計時主任に提出する。

(5) ストップウオッチ(時計)の扱い方

- ① ストップウオッチは、常にひもを首にかけ、胸のポケットに入れて静止させておく。
- ② ストップウオッチを始動または停止するときは、水平に保ち、動かないように体に固定させ、安定させて扱う。ストップウオッチを振ったり、移動させながら始動または停止してはならない。

- ③ 始動させるときは、出発合図員のピストルの光を見て押し、音で押しはならない。
- ④ ストップウオッチの操作方法をよく理解しておくこと。
- (6) 時間の設定方法
- ① ストップウオッチの読み方
- ア 1/100 秒まで記録する。
- イ 時間は、「□分□秒□□」と「分」、「秒」以下を明確にいうこと。
- 60 秒 00 は「1 分 0 秒 00」といい、記入は「1 分 00 秒 00」と書く。
- ② 公式時間の決め方は競技規則第 11 条 3 に従う。
- ③ 途中時間・正式時間
- ア 途中時間は、計時主任の指示によって計時する。レーンごとに途中時間用紙(書式⑦ p.110)に記入し、計時用紙とともに提出する。計時する距離は、50 m または 100 m ごととする。
- また、各距離の先頭泳者の途中時間については、通告する必要があるのでその都度報告する。
- 全自動装置を使用している場合は、電光表示時間が途中時間となる。
- イ 正式時間として扱われる項目は、次のとおりである。
- a 1500 m 自由形における 800 m
- b 200 m フリーリレー 第 1 泳者の 50 m
- c 400 m フリーリレー 第 1 泳者の 100 m
- d 800 m フリーリレー 第 1 泳者の 200 m
- e 200 m メドレーリレー 第 1 泳者の 50 m 背泳ぎ
- f 400 m メドレーリレー 第 1 泳者の 100 m 背泳ぎ
- (注 1) 1500 m 自由形における 800 m の正式時間は、

1500 m を完泳しなければ認められない。

(注2)計時員によって計測された記録は、着順審判員の判定順位より優先される。

(注3)混合リレーの第1泳者の記録は、正式時間として認められない。

(7) 留意事項

- ① 全自動装置を使用している場合において、装置の異常により手動計時を採用するときは、機械審判、計時主任、記録主任の競技結果から判断された審判長指示に従う。
- ② 半自動装置は、ピストルの合図によって始動し、ゴールタッチの際に計時員のグリップスイッチにより止められる。時間の設定方法や公式時間の決め方についてはストップウォッチと全く同様であり、結果は手動計時とみなされる。

[10] 着順審判員—必要に応じて

(1) 任務

- ① 競技ごとに、競技者の1位から最下位までの順位を判定する。
- ② 着順審判主任
競技規則第2条10による。

リレー引き継ぎ判定装置が使用されない競技会においては、審判長の指示により、スタート台側の監察を兼務する着順審判員を指名し、主にリレーの引き継ぎについての動作を監察させる。

- ③ 着順審判員
競技規則第2条11に従う。

折返監察員の任務兼ねることができ、同じ競技において、計時員としての任務を兼ねることはできない。

(2) 編成

着順審判員主任(1名)、着順審判員(2名以上)で編成する(奇数

名で編成すること)。

全自動装置を使用する競技会では、着順審判員は減員あるいは省略してもよい。また、ビデオによるバックアップシステムが設置されている競技会では配置しない。

(3) 位置

- ① 位置はゴールラインの付近(約5m以内)で、競技とゴールラインを見渡せ、かつ他の競技役員の妨げにならない場所に配置する。
- ② プールサイドの両端に分かれて位置する。

(4) 手順

- ① 各着順審判員は、競技者のゴールタッチを確認し、1位から順に最下位までの着順を判定する。着順審判用紙(書式⑧ p.111)には、その判定をレーン番号で記入し署名する。提出を求められたときは速やかに主任に提出する。
- ② 着順審判用紙に、あらかじめプログラム番号、距離、種目、性別、組、予選・決勝の区別を記入しておき、到着順位を、上からレーン番号をもって記入する。
- ③ 何らかの理由で判定できなかった場合は、判定できた競技者のみの順位を記入し、不明な所は斜線を引き、判定できなかった順位とレーン番号を明確にしておく。
- ④ 着順審判主任は、審判長の求めに応じて着順審判員から着順審判用紙を集め、その判定の結果を審判長に報告する。着順結果の最終決定は審判長が行う。

(5) 留意事項

- ① 計時装置の故障等により、着順審判員の判定が参考にされることがあるので、着順判定はゴールと同時にこななければならない。
- ② 審判長から、他の役職(特に、泳法審判員あるいは折返

監察員)を補充するために兼務を委嘱されたときは、当該役職の任務を遂行する。

[11] 記録員

(1) 記録主任の任務

競技規則第2条12に従う。

- ① 機械審判が配置されている競技会においては、その業務分担について機械審判の指示を受ける。
- ② 記録員、機械操作員、コンピュータ操作員、速報員を管轄し、それぞれの位置と任務を割当て、事前に十分な打合わせを行う。
- ③ 競技会の記録事務を迅速かつ確実に行い、競技の諸記録を完全に管理する。
- ④ 競技中に失格が発生した場合は、その審判用紙の監察者および審判長の署名を確認して保管する。
- ⑤ コンピュータが使用されている競技会では、競技の決定時間、着順の結果、コンピュータから打ち出された結果帳票を確認する責任をもつ。
- ⑥ 棄権の処理に責任をもつ。

(2) 記録員の任務

- ① 記録の収集、確認、原本作成
- ② B決勝・準決勝、決勝の出場者の選出、補欠者の選出
- ③ 新記録の確認と申請
- ④ 記録の報告

(3) 編成

記録主任1名、記録員は、リザルトシステムを使用する場合は2名、使用しない場合は4名で編成する。(競技会の規模により増減させる)

(4) 位置

競技場の状況により、計時員、着順審判員、機械操作員、通告員

との連絡に便利で、その業務遂行に最も適切な場所に位置する。

(5) 手順

① 競技会前

コンピュータ操作員(リザルトシステム)から新記録関係の帳票を出力してもらい、公認されている最新版と照合する。誤りがあった場合は、修正させる。

② 競技会中

ア 予選組別結果リストの記録を確認する。

イ 種目別競技結果リスト(ランキング)を確認する。

ウ B 決勝・準決勝、決勝のスタートリストを確認する。
補欠者の確認をする。

a 同タイムの場合は、スイムオフまたは抽選で決定する。

b 補欠者の同タイムも優先順位を決定する。(通常は抽選を行う)

エ 日本記録(高校・中学・学童)等が樹立された場合は、申請書(書式⑨-1・⑨-2、⑨-3 p.112～p.114)を作成し、報告する。

(競技会記録担当 → 加盟団体 → 本連盟)

オ プログラムの訂正・棄権届出用紙・リレーオーダー用紙の最終保管を行う。(招集 → 通告 → コンピュータ → 記録)

必要に応じ、プログラムに記載する。

カ 審判用紙の最終保管を行う。必要に応じ、一覧表を作成する。

(審判 → 通告 → コンピュータ → 記録)

キ 大会記録・日本記録(高校・中学・学童)および加盟団体記録のリストを確認する。審判長に樹立した記録数を報告する。

ク 得点計算は、その競技会の要項に定められた方法で行う。

③ 競技会終了後

コンピュータ操作員と協力して、リザルトシステムから JPNSYS 報告用のファイルを出力し、本連盟のホームページに所定の方法で報告する。

記録報告の基本は、登録競技者の「漢字氏名、性別、生年月日」である。競技者登録をしたときの、内容と一致しない場合は、ランキングに反映されないので、十分注意する。

例：渡邊一郎と渡辺一郎は別人と判断される。

[12] 通告員

(1) 任務

① 競技会の運営および競技に関わる全ての通告を行う。通告員は、事前に作成した原稿により通告することを原則とする。

② 大会運営(開・閉会式、表彰式等)に関する通告は、実行委員会の指示により行う。ただし、緊急を要する場合はその限りではない。

③ 通告に関わる機器が、常に正常に機能するように調整する責任を負う。

(2) 編成 2名以上

① 外国語による通告が必要な場合は、実行委員会の指示に従う。

② 通告員のうち1名は、通告に関する受付および補佐を行う。

(3) 位置

機械操作員席、記録員席の近くで、全競技および電光表示板が見渡せ、かつ審判長と連絡が容易な場所に位置する。

(4) 設備および準備品

① 事前にマイクの設置場所、電源等を確認し、音量の調整を行う。

② 開・閉会式用のマイクの位置についても、実行委員会と

連絡して決める。

- ③ 開・閉会式用の音楽および競技会途中における音楽についても、事前に実行委員会と打合せておく。

(注)マイク等の故障に備えて、予備の通告設備を準備しておくことが望ましい。

- ④ 棄権者、失格者の確定情報を迅速に得るために、招集員、審判長との間の連絡には、トランシーバー等の通信機器を利用するとよい。

(5) 手順

① 競技会開始前の準備および連絡

ア 競技者の氏名、所属については読み方等を事前に調べ、当日に間違いのないように心がける。

イ 必要に応じて、場内の混雑緩和、盗難防止等について、観客に協力依頼を行う。

文例 1 「場内の皆様をお願いいたします。場内が混雑してまいりました。席は譲り合って、一人でも多くの方が座れますようご協力ください」

文例 2 「手荷物・貴重品は、個人または各チームで厳重に管理してください。また、盗難にもご注意ください。不審者を見つけた方は、お近くの実行委員または競技役員までご連絡ください」

ウ 公式スタート練習の設定について、競技者に周知の通告を行う。

文例 3 「お知らせいたします。□時□□分になりましたら、○○(場所の指定)第□レーン～第□レーンにおいて公式スタート練習を行います。あらかじめご承知おきください」

文例 4 「□時□□分になりました。只今より○○(場所の

指定)第□レーン～第□レーンにおいて公式
スタート練習を行います」

エ ウォーミングアップ、ダッシュレーンの設定について、
競技者に周知の通告を行う。

文例 5 「お知らせいたします。メインプールでのウォー
ミングアップは□時□□分までといたします。
また、□時□□分になりましたら、第□レーン、
第□レーンを、ダッシュレーンといたします。
あらかじめ、ご承知おきください」

文例 6 「□時□□分になりました。只今より第□レーン、
第□レーンをダッシュレーンといたします」

文例 7 「□時□□分になりました。メインプールでの
ウォーミングアップを終了してください。選手の
皆さんはお近くのプールサイドへ速やかにお上がり
ください」

オ リレー競技のオーダー提出について、競技者に周知の
通告を行う。

文例 8 「□□□ m リレーのオーダー提出締め切り時間は、
□時□□分となっております。出場するチーム
は遅れないよう招集所(場所の指定)に提出して
ください」

カ 競技結果の発表方法について、競技者に周知の通告を
行う。

文例 9 「お知らせいたします。本大会では、予選(B 決勝・
準決勝、決勝共に)各種目が終了した時点で、
□位までのランキングを表示いたします。
ランキングは公式掲示板にも掲示いたしますの
で、ご覧ください」

キ 観客に対して、撮影許可、車の移動等、必要に応じて連絡する。

文例 10 「本大会におきましては、カメラ・ビデオの撮影には撮影許可証が必要です。許可証の発行を受けて、撮影時には必ず見えるところに提示していただきますようお願いいたします」

文例 11 「お車の移動をお願いいたします。『品川 55 な 2037』○○○○(車種)の関係者の方(繰り返す)お車の移動をお願いいたします」

(注)品川ゴーゴー、なノニーレイサンナナと読む。

ク 気温・室温とプールの水温の測定結果を把握しておく。

② 開会式の通告

ア 開会式当日は、実行委員会からその式次第原稿を受取り、通告原稿を準備しておく。

イ 式で挨拶を頂く来賓等への連絡および呼称(肩書き、正確な氏名の読み方等)について、実行委員会と事前に打合せておく。

ウ 開会式の参加者に、準備を促す通告を行う。

文例 12 「まもなく開会式が開始されます。参加選手はプールサイドの選手集合場所に、競技役員は所定の場所にご整列ください」

③ 競技開始前の通告

ア 競技役員の入場行進のない場合

文例 13 「まもなく競技が開始されます。競技役員は所定の位置におつきください」

イ 競技役員が整列した後、審判長の指示により入場の案内を行う。

文例 14 「只今より、競技役員が入場いたします。拍手を

もってお迎えください。本日(□日目)の競技会は、公益財団法人日本水泳連盟ならびに○○○協会(主管団体名)競技役員□□□名(人数)により運営されます。競技が最後まで円滑に進行いたしますよう、皆様のご協力をお願いいたします」

<入場が完了したことを見届けてから>

「審判長ならびに出発合図員を紹介いたします。審判長、○○ ○○(姓と名、敬称なし)、出発合図員、○○ ○○(姓と名、敬称なし)」

ウ プールコンディションの通告を行う。ウォーミングアップ終了後の競技役員入場前で会場内が静かなときに通告するのが望ましい。

文例 15 「□時□分現在のプールコンディションを申し上げます。室温□□度、室温□□度、メインプール水温□□度、水温□□度でございます」(温度の数値は、繰返して通告する)

通常、プールコンディションの通告は、少なくとも競技開始前と決勝競技開始前の2回行うところが望ましい。

④ 開会の通告

審判長の指示を受けて、開会の通告を行う。

文例 16 「只今より、○○○○○○○○大会(競技会の正式名称)□日目の予選競技を開始いたします」

⑤ プログラムの通告

ア 個人競技の場合のプログラム通告

a レーン紹介

文例 17 「プログラム□番、男・女子□□歳(クラス区分)、□□□ m ○○○(距離泳法)、予選□組(B 決勝、

準決勝□組、決勝、)のレーン順を申し上げます。

第1レーン ○○君(さん)△△△(所属)

第2レーン ○○君(さん)△△△(所属)

<以下 3、4……と続く>

第8レーン ○○君(さん)△△△(所属)

なお、第□レーン、第□レーンは棄権いたします。

以上」

(注1)「プログラムナンバー」とは言わず、「プログラム□番」と言う。

(注2)「第」をつけて通告することにより、□レーンが聞きとりやすくなる。

(注3)年齢にかかわらず、男子は、「君」、女子は「さん」を競技者の敬称とする。

(注4)最後の「以上」は、通告終了を告げる意味がある。

(注5)棄権者がいる場合は、そのレーンは抜かして言う。

(注6)クラス区分が15～18歳のように複数年にわたる場合は、「15,18歳」と「～」を省略する。

(注7)同じ組に同姓がいる場合は、所属が異なっても、姓と名を読み上げる。

b 競技会の規模、状況等によっては、予選競技ではレーン紹介を省略して、プログラムのみ通告することもある。

文例 18 「プログラム□番、男・女子□□歳(クラス区分)、□□□ m ○○○(距離泳法)、予選□組の競技を行います」

同じ種目が続く場合

文例 19 「同じく、□組の競技を行います」

競技終了後に、大会新記録の樹立、失格者の決定を通告する場合の次組の紹介は文例 32、33、35 による。

文例 20 「続いて、□組の競技を行います」

組数が 3 組以上あるときの最後の組の紹介は文例 21 による。

文例 21 「最終組、□組の競技を行います」

イ リレー競技の場合のプログラム通告

a リレー競技では、1 組のレーン紹介の後に、第 1 泳者の記録が正式時間となる旨を通告する。2 組以後は、この通告は省略してよい。(混合リレーを除く)

b レーン紹介

文例 22 「プログラム□番、男・女子□歳(クラス区分)、□□□ m リレー(種目)、予選□組(準決勝□組、決勝、B 決勝)のレーン順ならびにオーダーを申し上げます。

第 1 レーン △△△チーム(チーム名)、○○君(さん)、○○君(さん) 第 2 レーン △△△チーム(チーム名)、○○君(さん)、○○君(さん)、○○君(さん)、○○君(さん)。

<以下 3, 4 ……と続く>

第 8 レーン △△△チーム(チーム名)、○○君(さん)、○○君(さん)、○○君(さん)、○○君(さん)。

なお、この種目の第 1 泳者□□□ m におきまして、正式時間を発表いたします。以上」

(注 1) 競技者名は、オーダーの順に言う。

(注 2) メンバーの○○は姓のみでよいが、同じチームに同姓のいる場合は、姓と名を読上げる。

(注3)正式時間は「計時いたします」とは言わず、
「発表いたします」と言う。

(注4)チーム名のみ通告し、競技者のオーダーを
省略することもある。

文例 23 「プログラム□番、男・女子□歳(クラス区分)、
□□□ m リレー(種目)、予選□組(準決勝□組、
決勝、B 決勝)の競技を行います。なお、この種目
の第1 泳者□□□ m におきまして、正式時間を
発表いたします。以上」

ウ 1500 m 自由形の場合は、1 組のレーン紹介の後に
800 m の途中時間が正式時間となることを通告する。
2 組以後はこの通告は省略してよい。

文例 24 「プログラム□番、男・女子□□歳(クラス区分)、
1500 m 自由形、予選□組の競技を行います。
<レーン紹介を行う場合は、文例 17 に準ずる>
なお、この種目 800 m におきまして、正式時間を
発表いたします。以上」

エ 棄権者が多く出たことにより、2 つ以上の組を同時に
実施する場合、再組合せのレーン順の発表およびその説明
を通告する。

文例 25 「プログラム□番、男・女子□□歳(クラス区分)、
□□□ m ○○○(距離泳法)予選の競技を行います。
なお、棄権者が出ましたため、1 組を削除し、2 組
より行います。

1 組第□レーン○○君(さん)△△△(所属)は、
第□レーンに、第□レーン○○君(さん)△△△
(所属)は、第□レーンに入ります」

(注)組みかえの場合は、レーン紹介を行わない場合

でも異動紹介をする。組みかえの場合は、棄権者
通告は省略してよい。

⑥ 競技中の通告

ア 200 m 以上の種目については、1 位で折り返した泳者の
途中時間を 100 m ごとに通告する。

文例 26 「□□□ m におけるの途中時間、第□レーン○○
君(さん)△△△(所属)、□分□秒□□、□分□秒
□□」(時間は繰返す)

(注)200 m 以降、同じ泳者がラップを取った時は、
所属を省略する。

イ 200 m 以上のリレー(混合リレーを除く)競技における
第 1 泳者の記録と、1500 m 自由形における 800 m の途中
時間は、1 位で折返した泳者のみ、正式時間として通告
する。

文例 27 「□□□ m におけるの正式時間、第□レーン○○
チーム第 1 泳者○○君(さん)□分□秒□□、
□分□秒□□」(時間は繰返す)

文例 28 「800 m におけるの正式時間、第□レーン○○君
(さん)△△△(所属)、□分□秒□□、□分□秒
□□」(時間は繰返す)

ウ 途中時間ならびに正式時間の通告は、折り返し 25 m
以内に完了することが望ましい。

(注)途中時間の通告は、審判長の指示により省略する
こともある。

⑦ 競技中に行うその他の通告

ア 基本的に、競技中の通告は極力避ける。やむを得ず通告
する場合は、競技会の雰囲気をごわさないように配慮し
ながら行う。

イ 競技者の呼出しを行う場合

文例 29 「選手のお呼出しをいたします。決勝進出の抽選を行います。(呼出しの理由)、△△△(所属)の○○○君(さん)△△△(所属)の○○○君(さん)(氏名を繰返す)、至急、本部記録席(場所の指定)までお出ください」

(注)競技者以外のチーム関係者等呼び出す場合は、「競技中ではございますが」と前置きを加える。

文例 30 「競技中ではございますが、お呼出しをいたします。△△△チームの責任者の方、至急、本部記録席(場所の指定)までお出てください」

(注)この場合、理由を通告する必要はない。

ウ 招集の案内を通告する場合

文例 31 「招集のお知らせをいたします。プログラム□番、男・女子□□歳(クラス区分)○○(距離泳法)予選(B 決勝・準決勝、決勝)に出場する選手は、招集所にお集まりください」

⑧ 競技終了後の通告

ア 競技が終了し、日本新記録等の新記録の樹立が明確になったときは、審判長の許可を得て、次のような通告を行う。

文例 32 「新記録のお知らせをいたします。只今第□レーンを泳ぎました○○君(さん)△△△(所属)は、□分□□秒□□の世界(日本)新記録を樹立いたしました」

(注1)樹立された記録は「日本記録」であるが、新たに更新樹立された場合のみ、通告ではあえて「日本新記録」と言う。現行の日本記録

と同記録の場合は、「日本タイ記録」と言う。
(注2)全国的な記録には、次のようなものがある。

長水路：日本新記録 日本高校新記録

日本中学新記録 日本学童新記録

短水路：短水路日本新記録

短水路日本高校新記録

短水路日本中学新記録

短水路日本学童新記録

(注3)慣例として「ニホン」と言い、「ニッポン」
とは言わない。

イ 同様に、大会新記録が樹立されたときも、大会の雰囲気
を盛り上げるために通告する。

文例 33 「新記録のお知らせをいたします。只今第□レーン
を泳ぎました○○君(さん)△△△(所属)は、□分
□□秒□□の本大会新記録を樹立いたしました」

ウ 一組の競技で、複数の競技者(またはチーム)が、新記録
を樹立した場合は、並列して、該当者全員の記録樹立を
通告する。(即時公認の競技会を除く)

文例 34 「しばらくお待ちください」

エ 結果の発表は、競技会の規模や競技時間を考慮して、
どこまで発表するかを、あらかじめ実行委員会と連絡し
決定しておく。失格のあったときは、その旨も必ず発表
する。

文例 35 「ただいまの結果、1着 第□レーン○○君(さん)
△△△(所属)、時間□分□□秒□□、この記録は
本大会新記録でございます。2着 第□レーン
○○君(さん)△△△(所属)、時間□分□□秒
□□、この記録も本大会新記録でございます。

3着 第□レーン〇〇君(さん)△△△(所属)、時間
□分□□秒□□

なお、第□レーンの〇〇君(さん)△△△(所属)
は、△△△(違反内容)に違反がありましたため、
失格となりました。以上」

(注)電光表示板が設置されている競技会では、
電光表示板での発表をもって結果の発表とし、
通告を省略することもある。この場合は、掲示
されていることを通告する。

オ 結果の通告を行わない場合においても、失格のあった
場合は、レーン番号・競技者名・所属・違反内容を、次の
競技開始前までには必ず発表する。

文例 36 「只今、第□レーンの〇〇君(さん)△△△(所属)
は△△△(違反の内容)に違反がありましたため、
失格となりました。以上」

(注1)違反内容の例示

- ・スタート
- ・15 m の距離制限
- ・泳法
- ・折り返し(違反のあった泳法、距離を入れても
よい)
- ・ゴールタッチ
- ・途中棄権
- ・第□泳者から第□泳者への引き継ぎ

(注2)「泳法」の違反には、折り返し前・後の泳法
の違反が含まれている。

(注3)個人メドレーの泳法・折り返し違反の場合
は「平泳ぎの泳法」、「バタフライの折り返し」

などと泳法を添えて言う。

(注4)リレーの場合は「第□泳者の△△△(違反の内容)に」と言う。

文例 37 「只今、第□レーンの△△△(所属)チームは第□泳者の△△△(違反の内容)に違反がありましたため、失格となりました。以上」

(注)リレーの第1泳者のスタート違反があった場合でも、その競技者がトップで引継いだ時は「その選手の正式時間」を通告する。

全員ゴール後、「そのチームの失格」を通告する。

キ B 決勝・準決勝、決勝が行われる競技会では、確定した時点で予選通過者(出場資格獲得者)を発表する。

文例 38 「先ほど行われました男・女子□□歳(クラス区分)□□□ m ○○○(距離泳法)の予選通過者を発表いたします。

□組 第□レーン○○君(さん)△△△(所属)、時間□分□□秒□□、□組 第□レーン○○君(さん)△△△(所属)、時間□分□□秒□□

(以下通過者全員を発表する)以上でございます」

(注)予選通過者の発表が、電光表示される場合

文例 39 「只今行われました男・女子□□歳(クラス区分)、□□□ m ○○○(距離泳法)予選のランキングが表示されております。上位□名の選手が決勝(準決勝)に進出いたします。□位、□位の選手は補欠となります。この組合せは、後ほど公式掲示板に掲示いたしますのでご覧ください」

(注1)B 決勝・準決勝、決勝が行われる場合は、

「1位から□位までの選手が決勝に、□位から

□位までの選手がB決勝に進出いたします」
と読みかえる。

(注2)この通告は、最初の種目のみ行い、次の種目からは省略した形で行う。

文例 40 「只今行われました男・女子□□歳(クラス区分)
□□□ m ○○○(距離泳法)予選のランキングが
表示されております」

ク B 決勝・準決勝、決勝の組合せを発表する。

文例 41 「プログラム□番、男・女子□□歳(クラス区分)
□□□ m ○○○(距離泳法)決勝のレーン順を
あらかじめ申し上げます。

第1レーン ○○君(さん)△△△(所属)

第2レーン ○○君(さん)△△△(所属)

<以下3、4……と続く>

第8レーン ○○君(さん)△△△(所属)、以上」

(注1)この通告は繰返して行う。

(注2)組合せは、通告をしないで、公式掲示板
のみで発表することもある。この場合は、掲示
されていることを通告する。

⑨ 表彰式の通告

ア 国際的な競技会の表彰式は、外国語の通告も併せて行う。

イ メダル・賞状、記念品等の授与者の紹介方法について
は、事前に実行委員会と打合せておく。

特に、表彰者の役職肩書き、氏名の読み方等について
は、正確を期し、失礼のないようにする。

ウ 表彰式の入場

文例 42 「只今より、男・女子□□□ m ○○○(距離泳法)
の表彰を行います」

<この通告で入場し、移動中に次の紹介する>
「メダルならびに賞状は、△△△△△(役職)○○○○(姓と名)より贈られます」

(注)表彰者が、主催者側の役職にある場合は、役職・氏名の順に紹介する。敬称は付さない。来賓の場合は、役職・氏名の順に紹介し、性別に関わらず、「様」の敬称を付す。

例 △△△会社代表取締役(役職)○○○○(姓と名)様より

エ 表彰

a メダルならびに賞状の授与

文例 43 「男・女子□□歳(年齢区分)□□□ m ○○○(距離泳法)第3位、○○君(さん)△△△(所属)、第2位、○○君(さん)△△△(所属)、優勝(選手権獲得者)○○君(さん)△△△(所属)」

(注1)表彰者の動きを見ながら、通告のタイミングを合わせる事が重要である。

(注2)表彰は、大会の盛り上がり等を考慮して、3位より表彰する。

(注3)8位まで表彰する場合は、従来通り1位から最終の順位へと表彰する。

b 続いて、記念品、○○杯、新記録証等が贈られる場合

文例 44 「続いて日本記録を樹立いたしました○○君(さん)の栄誉を称え、△△△△△(役職)○○○○(姓と名)より新記録証が贈られます」

(注)表彰者が同一人の場合は、氏名・役職の紹介は行わない。

文例 45 「以上をもちまして表彰を終わります」

⑩ 競技終了の通告

ア 競技会最終の競技

文例 46 「今大会(□日目)の最終競技、プログラム□□番、
男・女子□□歳(クラス区分)□□□ m ○○○
(距離泳法)を行います」

イ 全競技の終了

文例 47 「以上を持ちまして、○○○○○○競技大会
(大会正式名称)全て(□日目)の競技を終了いたし
ます。競技役員が退場いたします。拍手をもって
お送りください」

(注1)予選競技終了の場合は、予選競技終了の
通告後決勝競技の開始予定時刻を通告する。

(注2)この通告は、結果の発表、表彰等、全ての
終了を確認してから行う。

⑪ 閉会式の通告

ア 閉会式の予告

文例 48 「このあと、□□時□□分より、閉会式を行います。
準備のため、しばらくお待ちください」

イ 閉会式の招集

文例 49 「まもなく閉会式が開始されます。参加選手はプール
サイドの選手集合場所に、競技役員は所定の場所
にご整列ください」

ウ 閉会式の通告内容は、実行委員会と打合せた原稿を
用意する。

⑫ その他

ア 呼称の統一

a 記録用紙に「1分02秒34」または「1分00秒00」と
記入されていても、それぞれ「1分2秒34」「1分0秒00」

と読み上げる。

- b 「0」は「れい」と読み、「ゼロ」とは言わない。
- c 「途中時間」「正式時間」といって「途中計時」「正式計時」とは言わない。
- d 表彰時における所属の通告の際は、「△△△スイミングクラブ」「△△△高等学校」等と正式名称を調べ、正式名で読み上げる。
ただし、競技会運営の面から「△△△ SC」「△△△高校」と読み上げる場合もある。
- e 競技者名と所属名は、常に一体のものである。競技者名を通ずるときは、必ず所属名を続けて言う。

イ 審判長がホイッスルを吹いた後、観客の声援等でスタートがやりにくい場合、審判長の指示により、観客に対し、静粛にするよう協力依頼をする。

文例 50 「審判長の笛がなりましたら、お静かに願います」

ウ 泳者がゴール前 15 m に近づいた時は、極力通告を避ける。

(6) 留意事項

- ① 水泳の普及のためにも大会の雰囲気盛り上げるためにもある程度サービシ的な通告も行うべきであるが、その際、限界をどのようにするかを、事前に、実行委員会と打合せておき、そのときの状況判断を適切に行う。
- ② 招集の案内、会場案内等の連絡事項の通告については、競技の進行を妨げないような状況のときに行う。また、目的を明確にするために「招集のお知らせをいたします」「お知らせいたします」「会場の皆様をお願いいたします」などの一文をいれて通告する。通常本文は2回繰返すことが望ましいが、競技の進行状況や大会の雰囲気によっては1回のみでもよい。

- ③ 審判長の競技開始のホイッスルから、出発の合図が発せられるまでの間は、緊急かつやむを得ない場合を除いて、通告を行ってはならない。1会場2面で競技会を開催する場合は、特に配慮を要する。
- ④ 開催地による通告の違和感を無くするために、できるだけ定型文例を使用して通告することが望ましい。ただし、競技に関すること以外の通告(観客への案内や注意等)については、雰囲気壊さない程度に変更してもよい。
- ⑤ 災害等、緊急時における通告原稿も準備しておく。
- ⑥ 通告の善し悪しは、競技会の雰囲気を大きく左右する。観客ならびに競技者に対する直接的なサービス窓口でもあることを自覚し、常に研鑽を積み、より質の高い通告を追求しなければならない。

[13] 機械操作

(1) 任務

- ① 装置を正常に作動させるように操作する。
- ② 装置の正常作動を監視するとともに、装置によって得られた記録を機械審判または記録主任を経て審判長に報告する。

(注)必要に応じ、計時員の計時記録、着順審判員の判定結果の提出を求めることができる。

- ③ コンピュータが使用されている場合は、事前の打合わせが必要である。

(2) 編成 2名

(3) 位置

競技全体を見渡すことができ、かつ審判長が各競技の記録・結果を直ちに確認できるところで、さらに機械審判または記録主任と連携できる場所に位置する。特に、ゴールタッチを確認しやすい場所がよい。

(4) 手順

- ① 機械の操作にあたり、2人以上が一組になって、呼称に対して指差しながら復唱し、正確な操作を行う。
- ② 半自動装置を使用する場合、計時員のグリッブ操作の方法を計時主任と打合わせる。
- ③ 競技会開始前に、スタート信号、タッチ板あるいはグリッブスイッチからの信号入力系統に誤りがないか確認する。

(注) レーンボックスの配置ミスがないかを調べるためにも、タッチ板あるいはグリッブスイッチからの入力テストは1レーンから順番に行い、プリントアウト・場内表示装置(電光表示板)への出力等を確認しておくことが必要である。コンピュータを使用している場合は、コンピュータ操作員と連携して出力関係等の確認をする。

- ④ リレー引き継ぎ判定装置が装備されている場合は、判定装置の結果が優先される。

その場合の判定基準である引き継ぎ時間は、 -0.04 秒以上を失格とし、全レーン、全競技者をチェックすることが望ましい。本連盟が主催する全国規模の競技会では、この方法を適用する。

- ⑤ 機械操作員は、装置の正常な作動を監視し、装置によって得られた記録の可否を判定し、機械審判または記録主任を経由して審判長に報告する。
- ⑥ 判定結果の記録は、審判長の承認を得た後、記録員に回付する。
- ⑦ 失格者が出た場合は、着順を訂正する。
- ⑧ 200m以上の競技では、正式時間、途中時間の発表のため、装置によって得られた記録を転記して、通告員に渡す。ただし、装置に連動する場内表示装置がある場合は、その記録の表示をもって通告員への連絡に替えることができる。

⑨ 操作方法の例(技術の進歩により、操作盤の改善頻度が多くあるため注意を要する)

ア 指導準備「リセット完了」「レースセット□□m完了」

リセットは、審判長の競技成立の合図後に行う。

- a 装置のリセット
- b 場内表示装置のリセット
- c レースセット
- d レーンセット

イ 始動時「スタート完了」

- a モニターのランニングタイマー始動確認
- b 場内表示装置のランニングタイマー始動確認

ウ 競技中

2名で一組となり、1名がタッチ板からの入力に備え、競技の状況を声に出し、他の1名は操作盤のモニターランプ等を監視し、誤信号を見分ける。

- a 泳者の折り返し信号状況「□□m、□レーンから入ります。

「□、□、□、□(レーン番号)」「全員通過」、場合により「□レーン途中棄権」「□レーン信号なし」など。

- b 泳者のゴール信号状況「ゴール入ります」「□レーンから」「□、□、□、□(レーン番号)」「全員ゴール」場合により「□レーンミスタッチ」

50m種目等で拮抗した競技の場合、「ゴール入ります」「□レーンが先頭、横一線」「□が入って、他はほぼ同時」

「最後□レーンが、今ゴール」「全員ゴール」という場合もある。

ここでは、着順を判定することが目的ではなく、タッチして

いるそのタイミングでゴール信号の入力が作動しているかどうかを確認する。

タッチのタイミングでの入力信号が遅れたり、無かった場合は、直ちに審判長に報告する。

- c 正式時間・途中時間を発表するために、レーンと記録を転記し、通告員に回付する。
- d 全競技者が折り返した後、またはゴールした後に、ペーパーフィードまたは記録紙の引き出しをする。
- e リレー競技で、引き継ぎを終えた競技者が退水の遅い場合の対処(注意、指示、連絡)を行う。
- f 誤信号の可能性としては、タッチ板の故障以外にケーブル接続部分の水浸、他レーン泳者のはみ出しタッチ、競技役員によるタッチ板上端部分の踏み付け等が考えられる。
- g タッチ後の信号未入力状態は、タッチ板の故障や競技者のライトタッチの他に、競技役員あるいは前後の組の競技者が露出ケーブルを引っかけて、接続部分を外してしまったり、断線させてしまったりする場合が考えられる。

エ ゴール直後

- a 各競技者の記録プリント状況を確認する。ライトタッチ等なんらかの理由で、記録がプリントされていない場合は、直ちに審判長に報告する。
- b 場内表示装置の表示状況を確認する。
- c 新記録管理が可能な機械装置である場合は、新記録が樹立されたときに機械審判または記録主任に伝える。
- d ランキング入力
- e 異常がある場合は、審判長に報告し、機械審判

または記録主任に異常状況(不動作など)を伝える。

オ 記録整理

印字された記録紙は、競技進行順に整理し、保存する。
(この作業は、記録員が行ってもよい。その場合は記録員に回付する)

a リプリントスイッチ

周回遅れが発生した場合は、着順リプリントを行えばゴール記録のみ再印字(電光再出力)される。

記録記入を手書きで行う競技会では、レーンリプリントを行えば、1レーンから順番に再印字される。

b ランキングプリントスイッチ

ランキングプリントを行うと、その種目のランキングが印字される。

(5) 留意事項

- ① 機械操作員は、装置の進歩にともなう変化に対応した操作方法に精通していなければならない。
- ② 折り返しまたはゴールのタイミングで信号がなかった場合は、直ちに審判長に報告する。
- ③ 競技および表彰等の進行状況をよく把握し、電光表示板を操作する。(コンピュータと連携している場合は、コンピュータ操作員に任せる場合が多い)
- ④ リレー引き継ぎ判定装置を使用している場合は、その結果を機械審判または記録主任を経て、審判長に報告する。
- ⑤ 審判長より「競技成立(リセット可)」の合図があるまで、リセットしてはならない。

[14] コンピュータ操作

(1) 任務

競技会用リザルトシステムならびに電光表示板を使用する競技

会において設置され、主として次の任務にあたる。

- ① 競技進行に合わせて、競技種目(プログラム番号、性別、区分、距離、泳法、予選・決勝の別)、日本記録、大会記録等の参考記録と共に、スタートリストを電光表示する。
- ② 全自動装置により入力された競技結果、または手動計時された結果を入力し、電光表示する。
- ③ 予選、B 決勝・準決勝、決勝における組別競技結果あるいは種目別競技結果を作成し、機械審判または記録主任に報告する。
- ④ 予選、B 決勝・準決勝、決勝がある競技会では、スタートリストを作成し、機械審判または記録主任に報告する。指示があればこれらのスタートリストあるいはランキングを電光表示する。

(2) 編成 2 名以上

(3) 位置

原則として、コンピュータールームで行う。コンピュータールームが無い場所で行う場合は、機械審判との連携あるいは審判長の指示が届きやすい場所に位置する。

(4) 手順

- ① 事前にリザルトシステムに大会エントリーデータ・各種記録を入力し、スタートリストを作成する。一般的には連続したスタートリストを通常プログラムとして使用する。
作成にあたっては、開催年月日、年度、水路(長水路・短水路)、組み分け(単純・平均分け・混合方式等)などの設定に留意する。
- ② リレーオーダー用紙が提出されたら、速やかにオーダーを入力する。
- ③ 棄権者、失格者が出た場合は速やかにリザルトシステムに入力する。

- ④ 電光表示は、事実上の公式発表である。表示する内容は、実行委員会、審判長の指示によるもの、ならびに全自動装置により入力された競技結果に限られる。不確定な情報の表示や、入力ミスによる誤記があってはならない。
- ⑤ 競技会の雰囲気盛り上げるために、実行委員会の指示により開・閉会式の次第や表彰者の紹介など必要な情報を電光表示させる。

[15] 速報

(1) 任務

- ① 実行委員会、審判長の指示により、競技会の運営に必要とする指示事項、連絡事項を公式掲示板に掲示する。
- ② 参加団体ならびに報道機関等に対して、競技結果等を公表する。競技結果等とは、予選、B決勝・準決勝、決勝のスタートリスト、競技結果、得点表、新記録一覧表をいう。予選ならびに準決勝の競技結果は、ランキングの掲示をもって替えてもよい。

(2) 編成

競技会の規模により、人数を増減させる。

主任、原本受付管理係(主任または印刷係兼務も可能)、印刷係、用紙振分係、用紙配布係等の任務分担がある。

(3) 手順

- ① 公式掲示板は、自由に閲覧ができて、人だかりしても通行の妨げにならないような場所に設置する。必要に応じて複数箇所を設置して、その場所を監督者会議等で周知する。
- ② 事前に複写機、印刷機器、配布用紙ケース、消耗品(印刷用紙、インク、印刷機のマスター用紙、セロハンテープ、クリップ等)の必要数を準備する。
- ③ 印刷は、あらかじめ決めた必要枚数を印刷する。印刷用紙

の色を内容によって変えるとより見やすくなる。

例：連絡事項、予選結果は白色、スタートリストは黄色、準決勝は青色、決勝は桃色

- ④ 公式掲示板への貼付けは、見る人を分散させて、人だかりを少なくするために、男子と女子、予選結果と決勝のスタートリスト等を分けけて貼るなど、見る人にとって見やすいように工夫して行う。

[16] フライングロープ担当 - 泳法審判員が兼務することを原則とする

(1) 任務

スタートに不都合があった場合、審判長または出発合図員の指示により速やかにロープを水面に落とし、泳ぎ始めた泳者を止める。

(注1) 競技開始後、速やかにロープを落とすことができるように、ロープの結び目等を確認しておくこと。

(注2) 落としたロープは、支柱にさえぎられる等の理由で、プール端のレーンについてはたてるみができ、競技者を止められないことがあるので注意を要する。

(注3) 競技中はロープが落下しないように、十分注意して管理する。

(2) 手順

審判長または出発合図員から指示があったときは、速やかにロープを水面に落とし、泳ぎ始めた競技者を止める。

(注) ロープに気づかず泳ぐ競技者がいたとしても、ロープを持ち上げて制止する等の危険な行為は行ってはならない。

[17] 場内司令(会場)

(1) 任務

① 競技会における関連部署、主に会場係、競技役員係、報道担当員、速報員などと連携を密にし、競技運営を周辺より支える。

② 関連部署との連絡・調整にあたりとともに、得た情報を

実行委員会に報告する。

- ③ 自らの巡視にあたっては、観客席のみならず、練習会場、駐車場、プールの内外などを巡回し、安全確保や情報入手に努める。
- ④ 競技役員への伝達および連絡等にあたる。
- ⑤ 観客、選手、監督、コーチの状況を把握し、逐次実行委員会に報告する。

(2) 編成および位置

- ① 主任を含め1～3名で構成する。
- ② 通常は場内を巡回し任にあたるが、待機する場合は、本部および審判長の指示を受けやすい場所に位置する。

(3) 手順

競技会開催中、競技場内外を逐次巡回し、問題が起きないように配慮する。

(4) 留意事項

- ① 競技場内外において事故があった場合は、実行委員会の指示を受け、関連部署に至急連絡・伝達を行う。
- ② 一般の観客への対応については、主催者側の窓口であることを認識し、その行動には十分配慮すること。仮に不行跡的なことがあったとしても、人権侵害にあたるような言動は、厳に慎まなければならない。
- ③ 競技場内におけるカメラやビデオの撮影許可方法については、実行委員会より指示された方法による。

[18] 報道担当

(1) 任務

報道関係者の窓口となり、競技会の運営・進行に支障を来さない範囲で、取材へ協力し、便宜をはかる。

(2) 編成 2～3名

(3) 位置

実行委員会・大会総務ならびに、報道関係者との連絡の取りやすい場所に位置する。

(4) 手順

① 競技会に先立ち、報道関係者と主に次の事項について打ち合わせを行い、徹底させる。

ア 取材内容としては、つぎのようなことが考えられる。

- a 開・閉会式、表彰式、監督・コーチ、来賓等の取材
- b 競技中の取材(新聞・雑誌等の写真、テレビ)
- c 競技終了後の取材(写真、テレビインタビュー)

イ 報道関係者の席や必要な場所について打合わせる。

- a テレビ関係は、カメラの位置、操作員、場外での車、その他
- b さらに放送関係については、アナウンサー、解説者等の放送席を設ける。
- c 必要に応じて、記者席を設ける。

(注1)カメラについては、プールサイドの区域および範囲を明確にし、取材活動にあたる人数、要領等を事前に確認しておく。

(注2)観客席を使用する場合もあるので、実行委員会ともよく打合せを行い、観客に迷惑をかけるないようにする。

ウ インタビューについて

インタビューを許可する場合には、場所をあらかじめ決めておき、その場所へ選手を誘導する。場所を決めるにあたっては、選手の動線や取材のしやすさを考慮する。プールのスタート台や役員席の付近はできるかぎり避ける。テレビの場合でも、別にインタビュー席を設け、

そこへカメラを設置するよう依頼する。

エ 立入り禁止区域について

- a 大会運営上、指定した禁止区域については、厳格に守ってもらう。
- b 開会式、表彰式、閉会式等についても、カメラエリアを分かりやすくテープなどでマークして決めておく。
- c 折り返し側については、カメラマンの人数を制限しておく。

オ 競技会場への入場・退場の方法についても、あらかじめ決めておく。

(5) 留意事項

- ① 水泳競技の普及のためには、報道関係者の協力が重要であることを踏まえ、できる限りの便宜を図るようにすべきである。
- ② 報道関係者には、競技の進行を乱すような行為のないように、協力を要請する。
- ③ 報道担当員は、競技役員というよりも、実行委員会としての性格を持っているので、実行委員会との連絡を密にする必要がある。
- ④ 明らかに報道関係者であることが判別できるような、腕章や指定した帽子、ビブス等を準備しておくことが望ましい。
- ⑤ 特に写真撮影に関する規制は、実行委員会と十分な検討を行い、実施する。

[19] ドーピングシャベロン

(1) 任務

- ① ドーピング検査(以下「検査」という)の対象者に選ばれた選手に、検査の対象者に選ばれた旨を通告する。また、対象選手(以下「選手」という)が定められた時間内(60分以内)に、

ドーピングコントロールステーション(以下「DCS」という)に入室するまで、選手の行動を監視するとともに、外部からの薬物混入などから選手を守る役目を担う。

- ② ドーピング監察官(以下「監察官」という)の指示があるときには、その業務を補佐する。

(2) 編成

通常ドーピング通告員(以下、「通告員」)1名と、ドーピングエスコート(以下、「エスコート」)1名で、1チームを編成する。

(3) 手順

- ① エスコートは、競技開始前に、エスコートバッグ(以下「バッグ」という)に飲物、同伴者証などを準備し、通告員とともに、プールサイドに設置されたアンチドーピングデスク(以下「デスク」という)に待機する。
- ② 競技終了直前に、監察官から選ばれた選手の着順またはレーン番号を知らせる。エスコートは、直ちにその選手を電光表示板などで確認して、選手が移動するのを目で追いながら競技進行の妨げにならないようにプールサイドに移動し、選手を待つ。
- ③ 通告員は、監察員から報告書(3枚綴り)を受け取り、エスコートとともに選手を確認しながら選手の動きに合わせて移動する。
- ④ 通告員は、競技進行の妨げにならないところ(選手が体を拭ける場所)まで選手が移動したら、検査に選ばれたことを伝える。
- ⑤ 通告員は、選手に時計を示して現在時刻と同時に、60分後の時刻も確認させて、通告書にそれぞれの時刻を記入する。
- ⑥ 選手に対して、通告書に記入された時刻までにDCSに入室するように告げて、承諾したと確認できたら通告書に署名

してもらおう。

- ⑦ 署名後、DCS に入室するまではエスコートが付き添うことを告げる。

通告書は分離せずエスコートが保管し、DCS 到着時に DCS の監察官に提出する。

- ⑧ エスコートは、通告以後選手に付き添う。選手が不審な飲食物を摂取しようとした際は、ドーピング検査前であることを選手に伝え、注意を促す。
- ⑨ 選手が大会の公式行事(表彰式、公式インタビュー)で遅れた場合、エスコートはその旨を DCS の監察官に伝える。その他特記すべき通常と異なる事態があれば DCS の監察官に伝える。

- ⑩ DCS には、同伴者 1 名が入室できることを告げる。

(注 1)初めての選手には、コーチまたはチームに連絡をとるようにアドバイスをする。

(注 2)検査に時間がかかることもありうるので、乾いた衣類に着替えたり、帰る準備をして、入室したほうが落ち着いて検査が受けられることを告げる。

(注 3)検査室内では、携帯電話の使用は禁止なので、電源を切って入室するように、選手と同伴者に伝える。

(4) 留意事項

- ① 常に選手のプライバシーとセキュリティーに配慮しなければならない。
- ② エスコートの業務に関しては、守秘義務が課せられる。
- ③ 対象選手が DCS に入室するまで、選手がいかなる場所に行っても目を離してはならない。そのため選手と同性的のエスコートが付き添う。

- ④ 必携品

時計、筆記用具、エスコートバッグ、通告書、同伴者証、自分のADカード、帽子、メモ用紙等

- ⑤ 表彰および報道との関連において混乱が生じやすいので、事前に担当者との打合せを綿密にする必要がある。

[20] 救護

(1) 任務

- ① 競技者をはじめ、競技会に参加する全ての者の不測の傷病発生に対し、応急措置を行う。
- ② 応急措置ですまされないと判断したときは、最寄りの医院・病院への移送の手配を行う。
- ③ 措置した内容については記録し、実行委員会に報告する。

(2) 編成

競技役員資格の有無を問わず、救急についての知識・経験のある者を1名以上充てる。医師または看護師であることが望ましい。

(3) 位置

競技場内が見やすい場所に救護所を設け、そこに位置する。救護所には、誰にでも分かるように、文字またはマークをもって「救護」の表示を行う。また、ベッドおよび最低限の医薬品を備えた救護室を、別途設置することが望ましい。

(4) 留意事項

- ① 応急措置ですまされない場合を考え、次の事前準備を図ること。
- ア 競技場の施設担当者への協力依頼
 - イ 救急車要請の手順の確認
 - ウ 近隣の救急病院・医院等の所在地の確認
- ② 応急措置以上の診察行為を行わないこと。
- ③ 応急措置および移送にあたっては、傷病者の関係者(保護者・コーチ・引率者などで20歳以上の成人)の同席・同行を求める

こと。

- ④ 傷病者のプライバシーを尊重し、関係者以外の同席を排除すること。
- ⑤ 応急措置に必要な最低限の医薬品を常備しておくこと。

[21] **競技会における監視救護**(資料⑦ p.127)

Ⅲ 競技

Ⅲ－1 組み分けとレーンの決定

この章において、「競技者」を出場する選手の意味で用いている場合は、リレー競技に関しては「チーム」と読み替える。

[1] 組み分けの方法

競技の組み分けは競技規則第3条に従い、競技会の規模、参加人員等の条件を考慮し、適した方法を採用する。

- (1) B決勝、決勝においては単純方式で、準決勝の場合は平均分け方式で行う。

(注)国際競技会においては、予選の組数が3組以下の場合には平均分け方式を、4組以上ある場合は混合分け方式を適用する。

FINA 規則では、400 m, 800 m, 1500 m は最終2組を平均分け方式とする。

- (2) 組数は、(参加競技者数) ÷ (競技会場プールのレーン数) で決定する。なお端数は小数点第1位を切上げる。

[2] 人数の振り分けの方法

どの方式による組分けであっても、予選が2組以上ある競技では、1組の予選には少なくとも3名の競技者を振り分けなければならない。ただし、棄権者が出たことによって1組が3名以下に

なることは差し支えない。

(例) 9レーン 19名参加の場合 1組3名 2組8名 3組8名

(例) 8レーン 9名参加の場合 1組3名 2組6名

※ 38名で混合分け方式での組分け例(数字はエントリータイムにおける順位)

	1レーン	2レーン	3レーン	4レーン	5レーン	6レーン	7レーン	8レーン	9レーン
1組				38	36	37			
2組		34	32	30	28	29	31	33	35
3組	27	21	15	9	3	6	12	18	24
4組	26	20	14	8	2	5	11	17	23
5組	25	19	13	7	1	4	10	16	22

[3] 進出の優先決定の方法

- (1) 事前に公表しておいたB決勝・準決勝、決勝に出場する資格を持つ競技者が同記録のため、予定人員を超過した場合の進出優先順位は、競技規則第3条10に従う。
- (2) 決勝進出者の発表に際しては、棄権者が出る場合を考慮して、決勝のみのときは2名を、B決勝－決勝、準決勝－決勝ときは3名の補欠を選出しおく。

棄権者が出たときは、予選の記録に基づき再組み合わせを行って公表し、全レーンで競技を行うことを原則とする。

(注) 競技会によっては、棄権者のレーンに補欠を入れてもよい。

[4] レーン順の決定の方法

- (1) 同記録の場合の配置の優先順位は、次のように決定する。
 - ① 申込みの記録による場合は、抽選で決定する。
 - ② 予選で同組の場合は、若いレーンの競技者が優先する。
 - ③ 予選で異組の場合は、先に競技を行った組の競技者が優先する。

Ⅳ 競技者

Ⅳ－１ 競技会参加の資格

全ての競技者は、本連盟の定める「資料⑧ 競技者資格規規則(p.129)」ならびに「資料⑨ 競技会及び海外交流規則(p.134)」を順守しなければならない。

競技会開催要項に、年齢、学種、居住地等についての出場資格が明示されている場合は、その資格要件を満たさなければならない。

また、出場のための標準記録が設定されている場合は、その記録と同じかまたは超える、公認された記録を保有していなければならない。

Ⅳ－２ 競技会参加にかかわる罰則

本連盟に登録した競技者は、規則を順守しフェアプレイを展開すること、全力を尽して自己記録の向上に挑戦することを競技会参加の基本理念におかななければならない。

競技者が次の禁止された行為に反した場合、本連盟は、それぞれ罰則を適用させる。

- [1] 競技者は、ドーピング規則に規定されている薬物を用いてはならない。違反があった場合は、違反のあった競技者(またはチーム)の記録を抹消の上、処罰する。
- [2] 競技者は、意図的に、自己の競技能力を低下させてはならない。本連盟が、作為により自己の競技能力を低下させたと認めた場合は、競技者資格を停止させることがある。
- [3] 競技者は、傷病または不測の事態等の正当な理由なく競技出場権を放棄してはならない。

競技会開催要項に棄権料納入の定めがある競技会では、予選、

B 決勝・準決勝、決勝を問わず、出場権を放棄した競技者に対し、罰則として、放棄種目ごとに所定の棄権料納入を課す。この場合、所属する登録団体は、放棄競技者(またはチーム)に棄権料を納入させる責任を負う。

- [4] 競技者は、本連盟の定める「競技会において着用、又は携行することができる水泳用品、用具の商業ロゴ等についての取り扱い規定」(資料⑥)に違反する物品を着用、携行して宣伝・広告の媒体となってはならない。

違反があった場合は、出場を停止させることがある。

- [5] 競技者は本連盟の定め(資料⑥ p.124、⑩ p.139)に則った水着を着用しなくてはならない。水着は、見苦しいもの、不謹慎な水着の着用を禁ずる。競技者の水着が透けているもの等、規定にあてはまらないときは、その競技者の出場をやめさせる。

V 計時

V-1 公式時間の決定方法

公式時間は、競技規則第 13 条により決定される。

VI 記録

VI-1 記録の公認

公式・公認競技会における記録は本連盟が公認する。また、この記録により、本連盟制定の資格級が設定される。

(注) 資格級とは別に、泳力検定会で認定される泳力認定級がある。

類似しているが、異なるものである。

[1] 当初計画において条件を満たしている場合においても、開催中に「X 公式・公認競技会の開催要件」が欠けた場合は、記録の公認を受けることができない。

[2] 公認される記録は、男女共、競技規則第 12 条の種目、距離に限られる。

[3] 正式時間

(1) リレー競技における第 1 泳者の正式時間

(注) 混合リレーを除く

(注) 長水路での 200 m のリレー競技は世界記録の対象にならない。

(2) 1500 m 自由形における 800 m の正式時間

[4] 記録は、審判長により、正式に発表されたものでなければならない。

[5] 1500 m 自由形における 800 m の途中時間は正式時間とし、その記録は公認されるが、競技者が正式時間の適用を受けるためには、1500 m を完泳しなければならない。

[6] リレー競技における第 1 泳者の正式時間は、第 1 泳者以外の者によるチームの失格にかかわらず認められる。

[7] 競技者が競技会で失格となった場合は、その旨を公式記録に記録しなければならないが、時間および着順を記録してはならない。

[8] 主催団体は、競技会終了後 3 日以内に本連盟に所定の方法により報告をしなければならない。

[9] 全ての記録は、競技会の個別の競技で成立したものでなければならない。競技会要項に記載されていない競技種目であっても、大会総務が、タイムトライアルとして個別の競技を承認した場合は、公認の対象となる。

Ⅵ-2 新記録の公認

新記録の公認は、以下により行われる。

[1] 日本記録

- (1) 日本記録、高校記録、中学記録、学童記録は最近3年間、日本の国籍を保有し、外国を代表して国際大会に出席したことの無い日本人が樹立した公認の最高記録とする。

記録の発表は、年度更新期・即時公認大会前に発表する。

即時公認大会は、日本選手権、日本選手権(25m)、ジャパンオープン、日本実業団、全国国公立、インターハイ、全国中学、ジュニアオリンピック(夏季・春季)、日本学生選手権とする。同時にオリンピック、世界選手権、ワールドカップおよび本連盟が定めた国際競技会で樹立された記録は、全て自動的に公認される。

- (2) 現行の日本記録をしのいでいる記録または同記録が樹立されたときは、日本記録とする。ただし、その記録より以前にそれをしのいでいる記録が樹立されていたときは、日本記録としては公認しない。

- (3) 新しく日本記録が樹立された時は、ただちに本連盟ならびに報道機関(時事通信社、共同通信社)へ所定の書式(書式⑨-3)により報告し、その後、日本記録公認申請書(書式⑨-1、⑨-2)により、次の手続きをとらなければならない。(p.112～p.114)

- ① 公認競技会の主催団体は、競技会終了の日から7日以内に公認申請を行った加盟団体に申請書を提出する。

- ② 加盟団体は、競技会終了の日から10日以内に本連盟に申請書を送付する。

- ③ 国外における記録については、その競技会の統括団体が証明する報告書をもってこれに代える。

- (4) リレー種目においては、チームのメンバーが一人でも日本国籍

でない場合は、日本記録の対象とはならない。

[2] 高校記録・中学記録・学童記録

高校・中学・学童の各最高記録は、「学校教育法第1条」に定められた学校に在籍する生徒・児童が樹立した記録を公認する。取り扱いおよび手続きは日本記録に準ずる

[3] 日本記録証

本連盟に送付された記録報告書および日本記録公認申請書は、理事会の審査・承認を経てこれを発表する。

日本記録を樹立した競技者に対しては、「日本記録証」を贈り、永くその榮譽を讃える。リレーチームの競技者に対しては、各人に1枚宛贈る。同一年度に同一人が同種目で2回以上の日本記録を樹立し、公認されたときは、その最高の記録に対してのみ「日本記録証」を贈る。

[4] 世界記録

現行の世界記録をしのぐ記録または同記録が樹立されたときは、本連盟からFINA宛に速報できるよう、次の手続きを取らなければならない。

- (1) 主催団体は、記録の樹立された日から3日以内に公認申請を行った加盟団体に報告書を提出する。また、加盟団体は、記録の樹立された日から5日以内に本連盟に報告書を送付する。
- (2) 個人競技に出場する競技者は、途中時間の世界記録を申請することが出来る。ただし、その際は本人、コーチ、監督者が審判長にその記録を計測することを要求し、全自動装置あるいは全自動装置の故障の場合の半自動装置で報告された場合のみ承認される。競技者は世界記録を申請するために、出場する種目の定められた距離を完泳しなければならない。
- (3) 世界記録の申請書は、FINAの公式申請用紙を用い、主催者の責任者によって作成され、樹立した競技者が所属する連盟の代表

者によって署名されなければならない。同時にドーピングの陰性証明を含む、全ての規則が守られていることを証明しなければならない。申請書は記録達成から 14 日以内に FINA へ送らなければならない。(SW 12.13)

- (4) 世界記録の認証を要求する際は、暫定的に、記録達成から 7 日以内に FINA に電報、telex、ファックスでその旨を送らなければならない。(SW 12.14)
- (5) 競技者が所属する国の競技団体は、公式の申請書が正しく提出されたことを確認するために FINA に記録達成の報告をしなければならない。(SW 12.15)
- (6) 世界記録の申請にあたっては、ドーピングコントロールによる申請証明を提出し、その情報が正しければ、FINA は世界新記録であることを表明し、その情報を公表して証明書を発行する。
(SW 12.16)
- (7) 長水路の 200m リレー競技は世界記録の対象にならない。
- (8) オリンピック、世界選手権およびワールドカップで樹立された世界記録は、全て自動的に公認される。
- (9) 世界記録の申請にあたっては、プールの各レーンの長さが測量士あるいは他の有資格者によって証明されなければならない。申請様式には、競技の日付とともにレーン長を測定した資格者氏名も記入する。

Ⅶ 水着等

水着の規定については競技規則第 14 条、水着以外で、競技中に身につけるものについては競技規則第 10 条 8 に従う。(資料⑩ p.139)

Ⅷ 広告

競技規則第 15 条に従い、競技者ならびに役員は、本連盟の定める「競技会において着用、または携行することができる水泳用品、用具の商業ロゴ等についての取り扱い規定」(資料⑥ p.124)に違反する物品を着用、携行して宣伝・広告の媒体となってはならない。違反があった場合は、出場を停止させることがある。

Ⅸ 抗議

- [1] 競技開始前に判明した事項については、出発の合図の前に文書にして審判長に提出しなければならない。
- [2] 違反の内容や状況等について、チームの責任者から問合せがあった場合、審判長がそれについての理由を説明する。
- [3] 審判長による理由の説明によっても、疑義が解消しない場合、チームの監督または代表者はその発生後 30 分以内に抗議内容を文書にして提出しなければならない。
 - (1) 上訴審判団が設置されている大会
招集所に備付けの「抗議書」(書式⑩ p.115)に必要事項を記入の上、「抗議料 10,000 円」を添えて大会本部または競技本部に提出する。抗議書が提出されたら、上訴審判団は速やかに招集され、裁定に入る。
 - (2) 上訴審判団設置されていない大会
抗議内容を文書にして、大会総務に提出する。抗議は本連盟または加盟団体が任命した大会総務によって裁定される。

X 公式・公認競技会の開催要件

公式・公認競技会を開催する場合は、それぞれ以下の4条件を満たさなければならない。

[1] 開催の届出、申請の後、開催要項を公表すること

(1) 日程の届出および公認の申請

本連盟では、公式・公認競技会の大纲(競技会名、開催期日、会場等)を毎年3月末日までに公表している。その公表日程に合わせて、本連盟以外の公式・公認競技会を主催する加盟団体ならびにその他の主催者は、次の届出および申請をしなければならない。

① 公式・公認競技会の届出

競技会を主催する加盟団体は、4月1日から翌年3月末日までに実施する予定の公式競技会の日程(競技会名・開催日・会場等)を、2月末までに本連盟に届出ること。

② 国際的な競技会の申請

外国から招へいした競技者等が参加する競技会の主催者は、その競技会の公認申請を本連盟または加盟団体に行うこと。申請を受理した加盟団体は、本連盟に問い合わせ出場する外国人競技者の競技者資格の確認をすること。

(2) 開催要項の発表

公式・公認競技会の詳細な開催要項は、競技会初日の3週間前までに公表すること。

[2] 出場資格を限定すること

公式・公認競技会に出場できる者は、本連盟に競技者登録をした者および本連盟が招へいした外国人競技者に限られる。

国際的な競技会に出場できる外国人は、FINA加盟国の国籍を有し、当該国の競技者資格が確認された者に限られる。

なお、日本スポーツマスターズ大会参加者については、本連盟もしくは(一社)日本マスターズ協会に競技者登録した者に限られる。

[3] 公認審判員および公認競技役員で編成すること。

公式・公認競技会の競技役員は本連盟の公認審判員および公認競技役員で編成しなければならない。

- (1) 国際的な競技会ならびに競技者の参加範囲が全国にわたる公式競技会では、審判長、副審判長、機械審判、出発合図員、泳法審判員ならびに各役職の主任は、A級またはB級公認審判員でなければならない。
- (2) 本連盟の公認競技会においては、本連盟より、加盟団体の公認競技会は加盟団体より、2名以上の大会総務の派遣を受けなければならない。

[4] 施設の条件を満たすこと

プールのコンディションは、競技会の開催期間を通じて、競技規則第17条1(4)の条件を満たしていなければならない。

XI 書式・資料

書式①

回[] 年度[]

水泳競技大会

プログラム訂正用紙

記入日： 年 月 日

■選手情報訂正 (選手番号は、入力必須!)

選 手 番 号					
氏 名					
フリガナ					
所 属					
学 種 ・ 学 年					
そ の 他					
エントリー種目	(p.)			男子	
	No. -	組	レーン	女子	m
	(p.)			男子	
エントリー種目	(p.)			男子	
	No. -	組	レーン	女子	m
	(p.)			男子	
エントリー種目	(p.)			男子	
	No. -	組	レーン	女子	m
	(p.)			男子	

※エントリー種目を記入し、訂正項目に正しい情報をお書きください。

■エントリー種目訂正

誤						正						
(p.)				男子		→	(p.)				男子	
No. -	組	レーン	女子	m			No. -	組	レーン	女子	m	
(p.)				男子		→	(p.)				男子	
No. -	組	レーン	女子	m			No. -	組	レーン	女子	m	
(p.)				男子		→	(p.)				男子	
No. -	組	レーン	女子	m			No. -	組	レーン	女子	m	

記 載 責 任 者		(所属名：)				・役職：)	
招 集	→	通 告	→	コンピユーター	→	記 録	

審 判 用 紙

プロNo.	性別	種 目			
	男 女	自由形	背泳ぎ	平泳ぎ	バタフライ
		m 個人メドレー	フリーリレー	メドレーリレー	
		混合フリーリレー	混合メドレーリレー		

<input type="checkbox"/> 予選	<input type="checkbox"/> 準決勝	組	レーン	氏 名
<input type="checkbox"/> 決勝	<input type="checkbox"/> B決勝			

種別	×欄	違反行為	違反の内容と場所
共通		フォースタート	
		レーンの逸脱	
		インターフェア	
		レーンロープを引く	
		プールの底をける	
		タッチ版の作動	
自由形		15mの浮き上がり	
		タッチ(折り返し・ゴール)	
背泳ぎ		15mの浮き上がり	
		タッチ(折り返し・ゴール)	
		仰向けの姿勢・状態	
平泳ぎ		水中動作(スタート・折り返し)	
		左右対称	
		泳ぎのサイクル	
		キック	
		手のかきと抜き	
		タッチ(折り返し・ゴール)	
バタフライ		15mの浮き上がり	
		タッチ(折り返し・ゴール)	
		左右対称	
		手のかきと抜き	
メドレー		泳法の順序	
		タッチ(折り返し・ゴール)	
競技		引き継ぎ	
		泳法の順序	
		オーダーの誤り	
その他			

- ※ 違反があった場合は、×欄に「×」印を記入する。
- ※ 違反の内容と場所欄に、違反行為の詳細を記入すること。
- ※ 場所については、「(スタート時により) ○○地点、○○mの折り返し」等記入する。

確認者 サイン	①	②	審判長

順序	通告	コンピュータ	記録
チェック			

書式⑤

(公財) 日本水泳連盟

リレーオーダー用紙

プログラム	種	目
No,		

年齢別クラス	
1.	10歳以下 (男・女)
2.	11~12歳 (男・女)
3.	13~14歳 (男・女)
4.	C S (男・女)

予選	組	レーン

決勝	レーン

チーム名

ふりがな	姓	名	年齢	学年	個人番号
第1泳者				小高 中大年	
ふりがな	姓	名	年齢	学年	個人番号
第2泳者				小高 中大年	
ふりがな	姓	名	年齢	学年	個人番号
第3泳者				小高 中大年	
ふりがな	姓	名	年齢	学年	個人番号
第4泳者				小高 中大年	

年	月	日	記載責任者
---	---	---	-------

チーム控 (参加チームが記入する)

水連担当

プログラム	種	目
No,	200m	400m フリーリレー メドレーリレー

性別
男 女

予選	組	レーン

決勝	レーン

チーム名

書式⑥

第 回[年度]

水泳競技大会

計 時 用 紙

記入日： 年 月 日

プロNo.	種 目	組	レーン	競技区分
	子 m			<input type="checkbox"/> 予選 <input type="checkbox"/> 準決勝 <input type="checkbox"/> B決勝 <input type="checkbox"/> 決勝

	分 秒
	分 秒
	分 秒
	分 秒
	分 秒
決 定 時 間	分 秒

レーン主任署名	
---------	--

書式⑧

第 回[年度]

水泳競技大会

着順審判用紙

記入日： 年 月 日

プロ No.	種 目	組	競技区分
	子 m		<input type="checkbox"/> 予選 <input type="checkbox"/> 準決勝 <input type="checkbox"/> B決勝 <input type="checkbox"/> 決勝

着順	レーン	
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

着順審判員署名	
---------	--

書式⑨-1

	短水路
	長水路

○を記入して下さい

公益財団法人 日本水泳連盟

日本記録申請書

(不要な文字を消すこと)

種目	性別	男子・女子	距離	m	泳法						
時間	分 秒					(途中時間は裏面に必ず記入すること)					
選手	姓				(西暦) 昭和・平成	年	月	日生	所 属	(学年)	
					(西暦) 昭和・平成	年	月	日生			
	名				(西暦) 昭和・平成	年	月	日生			
					(西暦) 昭和・平成	年	月	日生			
					(西暦) 昭和・平成	年	月	日生			
リレーの場合は泳いだ順に記入すること											
プール	名称	(m)			所						
日時	年 月 日		午	前	時 分						
コンディション	天気	気温	℃	水温	℃	風向	風速				
競技会	会名										
	主催										
	開催期間	月 日		～	月 日						
	競技会を開催した加盟団体										
通常の競技、単独試泳、リレーの第一泳者 (m)											
予選、準決勝、決勝：着順 () : その他 当該競技内容を○でかこむこと。											
備考	時間決定に要した機器を明示する。				計時内容と計時員姓名						
	自動審判計時装置 グリップ計時装置 ストップウォッチ デジタルウォッチ				分	秒					
					分	秒					
					分	秒					
					分	秒					
					分	秒					
<p>上の記録は、日本水泳連盟競技規則にのっとり正しく行われた競技会において、日本記録を凌駕しましたので新記録として公認されるよう当日のプログラムを相添え申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">競技会審判長 _____ 印</p> <p style="text-align: right;">競技会公認加盟団体 _____ 印</p>											

書式⑨-2

	短水路
	長水路

○を記入して下さい

公益財団法人 日本水泳連盟

高校・中学・学童記録報告書

(不要な文字を消すこと)

種目	性別 男子・女子	距離	m			泳法					
時間	分 秒					(途中時間は裏面に必ず記入すること)					
選手	姓					(西暦) 昭和・平成 年 月 日生	所 属				
						(西暦) 昭和・平成 年 月 日生					
	名					(西暦) 昭和・平成 年 月 日生					
						(西暦) 昭和・平成 年 月 日生					
						(西暦) 昭和・平成 年 月 日生					
リレーの場合は泳いだ順に記入すること											
プール	名称	(m)			所						
日時	年 月 日		午 前 後	時 分							
コンディション	天気	気温	℃	水温	℃	風向	風速				
競技会	会名										
	主催										
	開催期間	月 日		～	月 日						
	競技会を開催した加盟団体										
通常の競技、単独試泳、リレーの第一泳者 (m)											
子選、準決勝、決勝：着順 () : その他 当該競技内容を○でかこむこと。											
備考	時間決定に要した機器を明示する。				計時内容と計時員姓名						
	自動審判計時装置 グリップ計時装置 ストップウォッチ デジタルウォッチ				分 秒						
					分 秒						
					分 秒						
					分 秒						
分 秒											
<p>上の記録は、日本水泳連盟競技規則にのっとり正しく行われた競技会において、高校・中学・学童記録を凌駕しましたので新記録として公認されるよう当日のプログラムを相添え申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">競技会審判長 _____ 印</p> <p style="text-align: right;">競技会公認加盟団体 _____ 印</p>											

書式⑨-3

▶宛先： 公益財団法人日本水泳連盟 事務局
 (FAX: 03-3481-0942)
 共同通信社 スポーツデータ運動部
 (FAX: 03-6252-8765)
 時事通信社 運動係
 (FAX: 03-3543-2172)

発信日：平成 年 月 日 ()

水泳・新記録樹立のご連絡 (/)

下記の通り、国内競技会において、水泳（競泳）の新記録が樹立されましたので、ご連絡申し上げます。

◆競技会

正 式 名 称					
開 催 期 間	年 月 日 () ~	月 日 ()	日 間	樹 立 日	月 日 ()
主 催			主 管		
会 場	(<input type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 屋外)				
計 時 区 分	<input type="checkbox"/> 全自動装置 (機種名:) <input type="checkbox"/> 半自動装置 (機種名:)				

◆新記録

区 分	<input type="checkbox"/> 50m (長水路)		<input type="checkbox"/> 25m (短水路)		
	世界	日本	高校	中学	学童
男 子	件	件	件	件	件
女 子	件	件	件	件	件

下記の書類を添付し、報告致します。

組別競技結果 枚

種目別競技結果 . . . 枚

通信欄：

加 盟 団 体				連 盟 使 用 欄	
報 告 者 名					
連 絡 先	- -				

公益財団法人日本水泳連盟

書式⑩

審判長

殿

平成 年 月 日

■抗議申立者

チーム名	
代表者	(役職:)

抗議書

種目	No. _ _ _ 男子・女子 m
	(競技区分: 決勝・B決勝・準決勝・予選・スィムオフ) 組 レーン
選手名	
欠格事由	競泳競技規則第 条 項に違反 (詳細:)

上記について、競泳競技規則第16条の規定に基づき、抗議料¥10,000-を添えて、再度のご検討と取り消しをお願い申し上げます。

受理	時分	審判長自署	
審判理由 及び 判定	1:棄却 2:承認		
			上訴審判団長

-----キリトリ-----

■領収証

平成 年 月 日

¥10,000-

但し、抗議料として。

※ 抗議料は、承認された場合、返金いたします。

※ 裁定結果が報告されるまで大切に保管して下さい。担当印(サイン)無きは無効。

担当
□

公益 日本水泳連盟
法人

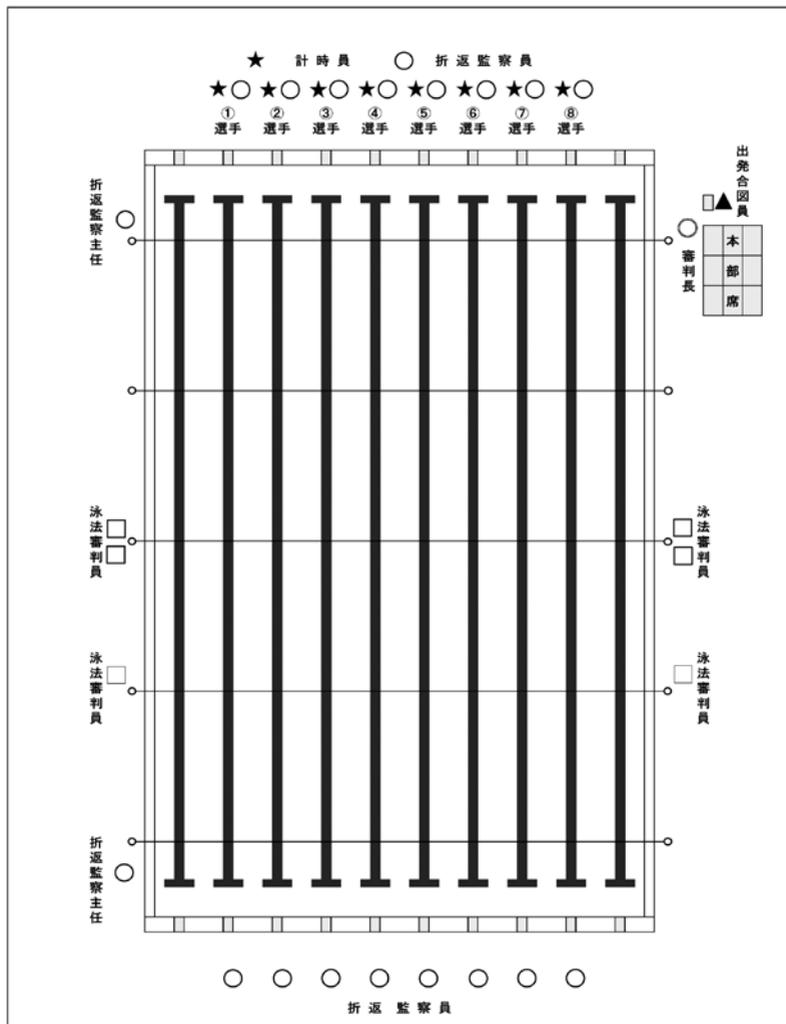
〒150-8050

東京都渋谷区神南1-1-1

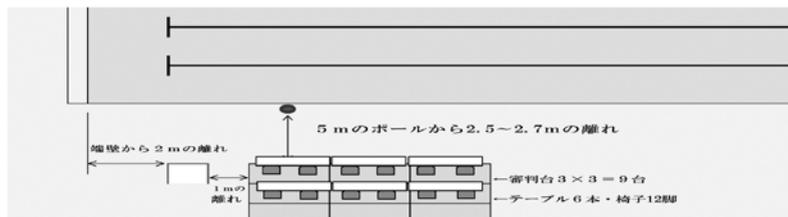
岸記念体育会館内 4階

TEL: 03-3481-2306 FAX: 03-3481-0942

資料① 配置図



全国大会本部席・出発台配置位置(左スタートの場合)



資料②

競技役員のプログラム記載例

役員長 ○○ ○○
 競技進行 ○○ ○○

競 技 役 員

審判長 ○○ ○○
 副審判長 ○○ ○○
 機械審判 ○○ ○○
 出発合図員 (主) ○○ ○○
 泳法審判員 ◎ ○○ ○○ ※ 泳法審判員に主任の役職は設けない
 折返監察員 (主) ○○ ○○
 着順審判員 (主) ○○ ○○
 記録員 (主) ○○ ○○
 公式計時 SEIKO ※ 公式計時でない場合は機械操作・コンピュータ
 計時員 (主) ○○ ○○
 速報 (主) ○○ ○○
 招集員 (主) ○○ ○○
 通告員 (主) ○○ ○○
 表彰 (主) ○○ ○○ ※ 少人数の場合は主任を設けない
 場内司令 ○○ ○○
 会場 (主) ○○ ○○ ※ 少人数の場合は主任を設けない
 賞典 (主) ○○ ○○ ※ 少人数の場合は主任を設けない
 得点 ○○ ○○
 音響 ○○ ○○
 報道担当 ○○ ○○
 広報 ○○ ○○
 ドーピング監察員 ○○ ○○
 ドーピングシャペロン ○○ ○○
 救護 ○○ ○○
 受付 ○○ ○○
 競技役員係 ○○ ○○
 競技会総務 ○○ ○○
 補助役員 学生委員会支部名・学校名など
 監視救護 ○○水泳場ライフガードなど ※ 記載必須

資料③

公認競技役員資格規定

第1条(目的)

水泳競技会(競泳・飛込・水球・シンクロナイズドスイミング・OWS・日本泳法)の運営が、公正かつ公平になされる為に必要な知識、技能を習得させ、合わせて水泳の普及発展に寄与・貢献することを目的とする。

第2条(公認競技役員の種類)

本連盟が公認する競技役員資格は、各競技種別に共通する公認競技役員と各競技種別における審判員とによって構成される。

① 公認競技役員

18歳以上で、本連盟または、加盟団体が開催する公認競技役員取得講習会を受講し、適性を認められた者。

② 公認審判員

本連盟または、加盟団体が開催する公認審判員取得講習会を受講し、各競技の専門的知識を習得し、実技研修を経て適性を認められた者。

③ 審判員制定(競泳・飛込・水球・シンクロナイズドスイミング・OWS・日本泳法)の資格は、この公認競技役員の資格保有を必須とする。

第3条(公認競技役員の任務)

公認競技役員は、本連盟または、加盟団体の委嘱に基づき競技運営に参加し、誠実にその任にあたるものとする。

委嘱は、原則として競技会ごとに行われるものとする。

第4条(公認競技役員の登録)

公認競技役員の資格を取得した者は、本連盟制定の登録申請書に所定事項を記入し、登録料と共に加盟団体を通じて本連盟に登録しなければならない。登録者に対し登録証を交付する。

第5条(登録の更新)

登録年より4年ごとに登録の更新をしなければならない。

登録後、登録内容に変更(転居、改姓等)が生じた場合は加盟団体を通じ本連盟に速やかに文書で連絡すること。

第6条(研修の義務)

登録をしている公認競技役員は、本連盟または加盟団体が実施する研修会(実施細目)に4年に1回以上参加しなければならない。

第7条(資格の取消)

- ① 正当な理由なく委嘱された任務を怠りあるいは、競技役員の名誉を傷つける行為があった場合。
- ② 正当な理由なく4年に1回の研修会への参加を怠った場合。

第8条(付 則)

この規定実施の為の細則は別に定める。

第9条(施 行)

この規定は、1995年(平成7年)4月1日より実施する。

2010年(平成22年)4月1日 改訂

資料④ 公認競技役員資格規定 研修会・実施細目

1. 規定第2条第1項(取得講習会)、規定第6条(研修会)

① 取得講習会の内容について下記に定める。

科目	内容	時間
水泳一般 (共通)	国内・国際の水泳情勢 日本水泳連盟の組織・活動 競技役員の役割と心構え	2・H

② 研修会の内容について下記に定める。

科目	内容	時間
水泳一般 (共通)	国内・国際の水泳情報	2・H

2. 規定第4条(登録)、規定第5条(更新)

- ① 公認競技役員資格を得たものは、本連盟制定の登録申請書に所要事項を記入し、次に定める登録料を添えて、所定期日内に加盟団体へ登録する。
- ② 登録料は4,000円とする。
- ③ 更新登録料については、登録料と同一とする。

3. その他

- ① 本連盟が制定した他の資格規定と重複している部分は、それぞれ免除項目を設ける事が出来る。

資料⑤ 競泳競技・公認審判員規定

第1条(目的)

この規定は、財団法人日本水泳連盟(以下「本連盟」という)公認競技役員資格規定第2条2項に定める「審判員制度」に基づき、競泳競技公認審判員(以下「公認審判員」という)に関する基準を定め、競技規則や規定を順守し、誠実に審判員の任務を遂行させ、公正な競技会の運営に資することを目的とする。

第2条(種別)

公認審判員の種別は、下記の通りとする。

1. 競泳競技C級公認審判員(以下「C級審判」という)
2. 競泳競技B級公認審判員(以下「B級審判」という)
3. 競泳競技A級公認審判員(以下「A級審判」という)

第3条(編成)

公式・公認競技会の競技役員は、本連盟の公認審判員で編成しなければならない。なお、公認審判員が不足する場合は、競技者の失格判定に直接関与しない役職に限り、公認競技役員または補助役員をもって充てることができる。

第4条(資格審査)

公認審判員の資格審査は、下記の通りとする。

1. 公認審判員として必要な競技並びに競技会運営に関する専門知識、および実務経験の有無について行う。
2. 加盟団体の推薦を受け、本連盟の競技委員会が行う。
3. 競技委員会の審査結果は、本連盟競技者資格審査委員会(以下「資格審査委員会」という)に諮られ、適格と認められた者に対し、本連盟より資格を与える。

第5条(資格及び申請条件)

公認審判員の資格及び申請条件は、次の各号に掲げる者とする。

1. C級審判

- イ. 18歳以上の者(高校生を除く)
- ロ. 本連盟の公認競技役員登録を行った者
- ハ. 本連盟が定める競泳競技公認審判員講習会を受講し、3日間の実技研修を終了した者

2. B級審判

- イ. 本連盟の公認競技役員登録を行った者
- ロ. C級審判取得後、実務を4年以上継続した者
- ハ. 加盟団体より推薦を受け、本連盟資格審査委員会により適格と認められた者

3. A級審判

- イ. 本連盟の公認競技役員登録を行った者
- ロ. B級審判取得後、実務を4年以上継続した者
- ハ. 加盟団体ならびに本連盟競技委員会より推薦を受け、本連盟資格審査委員会により適格と認められた者

第6条(登録)

本連盟に公認審判員資格を認定された者は、本連盟に公認審判員として登録することができる。

第7条(更新)

公認審判員の登録は、4カ年を経過するごとに登録の更新をしなければならない。

尚、特別の理由により登録の更新が出来なかった場合、申請により、従前の資格またはその下の資格を認定することがある。

第8条(研修)

公認審判員は、競泳競技の専門的知識及び競技会運営の向上の為に、本連盟または加盟団体の主催する研修会に参加しなければならない。

尚、4ヶ年に1回以上、上記の研修会への参加を怠った場合

は、資格の更新を行うことが出来ない。

第9条(登録料)

公認審判員は、登録にあたって次に定める登録料を、本連盟に納入しなければならない。

A級審判 8,000円

B級審判 6,000円

C級審判 4,000円

第10条(役員証及び役員手帳)

公認審判員は、競技役員の任にあたる際には、公認競技役員証及び公認審判員証を携行しなければならない。また、審判業務の記録として、役員手帳に競技会主催者より証明を受けなければならない。

第11条(付 則)

本規定施行の為の細則は、別に定める。

第12条(施 行)

本規定は、平成22年(2010年)4月1日より制定・施行する。

資料⑥

競技会において着用、又は携行することができる 水泳用品、用具の商業ロゴマーク等についての取扱い規定

(目 的)

第1条 本規定は、公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）
競技者資格規則第6条第1項第1号及び競泳競技規則第15条
第3項に規定する商業ロゴマーク（商標・商標名の総称）等の
取り扱いに関することを定める。

(商業ロゴマーク等の使用基準)

第2条 全ての競技者、監督、コーチ及び役員（以下「競技者等」
という。）は、競技会の会場で着用する水着及びウエアー・
持ち物に付けることができる所属チーム等の名称・マーク、
スポンサーのロゴマーク、メーカーのロゴマークについて、
つぎのとおり取り扱う。

(1) 水着及びウエアー・持ち物には、それぞれ利用の異なる
毎に、次の名称・マークを付けることができる。

- 1) 自分の氏名や所属チームの名称・マーク
- 2) オリンピック大会や世界選手権大会等の競技会を表す
名称・マーク
- 3) 国旗・国または地域の名称（自国でなくても良い）、
都道府県や市町村の名称・マーク
- 4) 公式競技会及び公認競技会のシンボルマークや本連盟
が認めたもの
- 5) 水着には、30 cm²以内の本連盟に事前承認を得たスポ
ンサーロゴマークを1個及びメーカーロゴマークを
ウエストより上部に1個、下部に1個付けることが
できる。ただし、これらのメーカーのロゴマークは、

相互に隣接して置いてはならない。ツーピースの水着には、上部に1個、下部に1個付けることができる前記1)～4)までの所属チーム等の名称・マークの大きさに制限は無いが、競泳競技の水着に付ける所属チーム等の名称・マークは30cm²以内で1個とする

- 6) ウェアーには、40cm²以内の本連盟に事前承認を得たスポンサーのロゴマーク及びメーカーのロゴマークを1個付けることができる
- 7) その他持ち物には、20cm²以内の本連盟に事前承認を得たスポンサーのロゴマーク及びメーカーのロゴマークを1個付けることができる

- (2) スポンサーのロゴマークは、競技者等に相応しい商品、サービス又は企業広告とする。

ただし、タバコ及びビール・ワイン以外のアルコール並びに本連盟のオフィシャルスポンサーに登録されている企業は除く

- (3) ロゴマーク面積の計測方法は着用前のものとし、ロゴマークを正方形あるいは長方形とみなし、縦×横で面積を求める。

また、それぞれの面積は最大を示し、規定の範囲内であれば大きさに制限は無い。

(スポンサーのロゴマークの申請方法)

第3条 スポンサーのロゴマークを使用する場合は、その3ヶ月前までに表示内容、場所、個数、大きさ等を明記した「商業ロゴマーク等の使用申請書」(別紙様式)を団体登録責任者及び加盟団体長を経由して、本連盟宛に提出し、承認を得なければならない。

(スポンサーのロゴマークの承認手続)

第4条 承認の手続きは、本連盟で内容を確認した上、本規程の範囲内で特に指摘する事項が無い場合は、申請者への承認通知は省略する。

附則1 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟の設立の登記の日から施行する。

尚、飛込、水球、シンクロナイズドスイミング、オープンウォータースイミング及び日本泳法の各競技規則についても本規程を準用する。

資料⑦ 競技会における監視救護体制について

2011年11月27日
(公財)日本水泳連盟

都道府県大会を含む全ての公式・公認競技会主催者は、大会の開催にあたり次の有資格者の常駐・監視員(以下「ライフガードという。)」の配置及びAEDを設置すること。

1 競技会における有資格者とは

- 1) 水泳コーチ・水泳教師・水泳指導員資格又は日本赤十字社の救急法・水上安全法資格を持ち、事故発生時に救助の指示及び救命等に対応できる者。
- 2) この有資格者が競技役員及び大会役員等の役職に就くことは差し支えない。
- 3) ライフガードにあたる者が有資格者である場合は、別にこの有資格者を置く必要はない。

2 競技会におけるライフガードとは

- 1) 緊急時に対応できる泳力・技術を兼ね備えている者(特に資格は定めない)。
- 2) ライフガードの役務にあたっている間は、他の役職を兼務しないこと
(競技役員及び補助役員もその間専従であれば従事しても差し支えない)。

3 競技会におけるライフガードの人数

- 1) メインプール
 - ① 50 m プールは、2名以上。
 - ② 25 m プールは、1名以上。

- 2) サブプール(練習用プール)
 - ① 1名以上。
 - ② 50 m プールは、2名以上が望ましい。
- 4 競技会におけるライフガードの活動
 - 1) 競技中のメインプールでは、審判長又は進行の指示により活動する。
 - 2) 練習中のサブプールでは、状況に応じ活動する。
- 5 競技会における救護体制
 - 1) 医師又は看護師を競技開始より終了まで常駐させることが望ましい。
 - 2) 医師又は看護師の有無に係わらず救急体制(競技場の施設担当者への協力依頼・救急車要請の手順の確認・近隣の救急病院等の所在地確認等)を整備しておくこと。
- 6 監視救護体制の公表
 - 1) 競技会における有資格者を監視救護担当とし、氏名あるいは団体名をプログラム等を通じて公表すること。

(補足)

東京辰巳国際水泳場における全国大会では、医師1名を競技開始から終了まで、ライフガードは練習開始から競技後の練習終了までメイン3名・サブ1名・計4名の常駐を基本としている。

以上

資料⑧

競技者資格規則

(目的)

第1条 公益財団法人日本水泳連盟(以下「本連盟」という。)は、公益財団法人日本体育協会(以下「日本体育協会」という。)、公益財団法人日本オリンピック委員会(以下「日本オリンピック委員会」という。)及び国際水泳連盟が制定した憲章に準拠し水泳競技の健全な普及・発展を図るため、本連盟に登録する選手(以下「競技者」という。)に対する競技者資格規則を定める。

(スポーツマンシップ)

- 第2条 スポーツとして水泳を愛し、フェアプレーの精神とマナーを尊び、水泳スポーツの向上と発展に自ら貢献しようとする意志を持つこと。
- 2 善良な市民、健全な社会人としての品性を保ち、市民社会における水泳スポーツの地位の向上に寄与すること。
 - 3 競技者が競技会に参加する際は、競技会主催者が規定する参加規約に従うものとする。

(競技者の定義)

第3条 本規則の競技者とは、競泳・飛込・水球・シンクロナイズドスイミング・オープンウォータースイミング及び日本泳法の男女の競技者をいう。

(競技者の資格)

第4条 競技者は本連盟の加盟団体を經由して、本連盟に競技者登録(在日外国人競技者登録も含む。)をすることにより本連盟又は本連盟の加盟団体、日本体育協会、日本オリンピック委員会、国際水泳連盟及び国際オリンピック委員会が主催、公認した競技会に参加することができる。

- 2 競技者は、前項団体が非公認としている競技会に参加しようとする場合は、本連盟の加盟団体を經由して、本連盟の許可を得なければならない。

(賞金等の受け取り)

第5条 競技者が前条に基づき参加した競技会が賞金や出場報酬(以下「賞金等」という。)付であった場合は、その賞金等を競技者本人が受け取ることができる。

- 2 競技者のうち高等学校以下の体育連盟の「賞金受領禁止規程」の適用を受ける者には、原則として賞金等を与えない。
- 3 競技者が受け取りを辞退した場合は、その賞金等は本連盟に帰属するものとする。

(競技者の商行為及び届け出義務)

第6条 競技者は、自らの責任において、つぎの商行為を行うことができる。

ただし、商行為を行うに際しては、競技者自身の名誉を傷つけたり、水泳競技の健全な普及・発展を妨げることは厳につつまなければならない。

- (1) 水着及びウェア・キャップ・持ち物に本連盟が許可した所属チーム等の名称・マーク、メーカーのロゴマーク以外に本連盟の事前承認を得たスポンサーのロゴマークを付して競技すること
 - (2) 水泳競技の普及、発展を目的とした水泳教室や講習会を主催すること及び同目的で開催される水泳教室や講習会に協力すること
 - (3) 映画、演劇、テレビ・ラジオ放送、雑誌、新聞等の座談会、その他これに準ずる行事に出演又は参加すること
- 2 競技者は、前項の商行為を行うに際し、事前に本連盟に届け出て、承認を得なければならない。

(競技者に禁止される商行為)

第7条 競技者は、自己の肖像等(動画・静止画・イラスト・サイン・氏名・ニックネーム・似顔絵・手形・足形・声等その個人であることが明確にわかるもの)をテレビ・ラジオコマーシャル、ポスター、新聞、雑誌、パンフレット、チラシ等の広告媒体物に使用させることを禁止する。

2 ただし、前項にかかわらずつぎの各号に該当するときは自己の肖像等の使用を認める。

(1) 本連盟が定めた「肖像等の使用禁止に対する除外認定競技者規程」により、除外認定競技者として認められたとき

(2) 日本オリンピック委員会が推進するマーケティングプログラム・肖像権システムに基づき、シンボルアスリート等に認定され競技者が同意したとき

(3) 本連盟が競技・強化事業を推進するために、個人及び集団の肖像等を活用するとき

(4) 本連盟が推進するマーケティングプログラムにより、個人の肖像等を活用するとき。ただし、小・中・高校生の使用は認めない。尚、その対価として本連盟に支払われる報酬(都度料)等の配分については、その都度当該競技者と協議し決定する

(5) 競技者の所属する企業・団体が肖像等を活用するとき。
ただし、小・中・高校生の使用は認めない

(違反競技者に対する処分)

第8条 本連盟に登録された競技者が、つぎの各項に該当すると認められたときは、第9条に基づき理事会の決議により処分を受ける。

(1) 第2条のスポーツマンシップに違反したとき

(2) 本連盟及び本連盟の加盟団体、日本体育協会、日本オリ

ンピック委員会が禁止した競技会等(記録会・模範演技会・試泳会その他水泳競技及び演技を含む一切の行事をいう。)に許可を得ずに参加したとき

- (3) 国籍の如何を問わず、本連盟が競技者資格を認めていない者が参加する競技会に、その事実を知って参加したとき
- (4) 本連盟に届け出て承認を得ることなしに、第6条の商行為をしたとき
- (5) 第7条の禁止される商行為をしたとき
- (6) その他本連盟及び本連盟の加盟団体の名誉を著しく傷つけたとき

(処分の内容)

第9条 前条の競技者に対する処分は、その違反の程度に従いつぎのとおりとする。

- (1) 登録の永久停止
- (2) 5年以下の期間を定めた登録停止
- (3) 文書による戒告
- (4) 口頭による注意

(競技者資格審査委員会)

第10条 第8条の処分を行うにあたっては、競技者資格審査委員長は、競技者資格審査委員会を招集し、処分の是非及び処分内容についての判定を行い理事会に答申しなければならない。

- 2 委員長は理事会への答申に先だち、前項の判定結果を当事者本人に通告しなければならない。
- 3 競技者資格審査委員会についての規程は別に定める。

(不服審査会)

第11条 前条第2項の通告の後、2週間以内に当事者本人より処分に対する不服の申し立てがあったときは、不服審査委員長は審査会を招集し、その申し立てを審査しなければならない。

- 2 前項の審査会の構成は、つぎのとおりとする。
 - (1) 委員長
 - (2) 委員長が特に指名した者
- 3 不服審査会には、当事者本人、親権者及び当事者が指名した者2名以内が出席して意見を述べることができる。

(日本スポーツ仲裁機構への不服申し立て)

第12条 前条にかかわらず、日本スポーツ仲裁機構が仲裁する範囲の不服申し立ては、同機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。

(改 廃)

第13条 本規則の改廃は、理事会の決議により行う。

附則1 本規則は、公益財団法人日本水泳連盟の設立の登記の日から施行する。

- 2 本規則は、平成26年(2014年)2月23日より一部改定実施する。

資料⑨

競技会及び海外交流規則

(目的)

第1条 本規則は、公益財団法人日本水泳連盟(以下「本連盟」という。)が日本国内で行なう競技会(以下「競技会等」という。)の円滑な運営及び諸外国との水泳競技の交流並びに外国籍競技者の取り扱いについて定める。

(競技会等)

第2条 本規則において、競技会等とは、水泳競技会、水泳記録会、模範競技会、試泳会その他水泳競技を内容とする行事をいう。また、外国から招聘した競技者が参加する競技会等は、国際競技会とする。

(公式競技会及び公認競技会)

第3条 本連盟および本連盟の加盟団体(以下「加盟団体」という。)が主催する競技会等を公式競技会とする。

- 2 別に定める手続きに従って、本連盟または加盟団体により公認された競技会等を公認競技会とする。

(国際競技会の公認申請義務)

第4条 公式競技会を除き、外国から招聘した競技者が参加する競技会等の主催者は、その競技会等の国際競技会公認申請をしなければならない。

- 2 前項に基づく公認の申請を加盟団体が受理したときは、その加盟団体は本連盟を通じ、出場する外国人競技者の競技者資格を確認しなければならない。

(公認競技会の要件)

第5条 公認競技会は、次に掲げる要件を備えなければならない。

- (1) 開催日程、会場、競技の内容、参加資格等があらかじめ一般に発表されていること

- (2) 競技参加者は、本連盟に登録された競技者に限られること
- (3) 主要競技役員は公認審判員及び公認競技役員で構成されること
- (4) 競技施設は公認プールを使用すること
- (5) 加盟団体より総務委員の派遣を受けること

(記録等の公認)

第6条 公式競技会及び公認競技会以外の競技会等の記録、得点および成績(以下「記録」という。)は、本連盟の公認を受けることができない。

(競技会等の名称の制限)

第7条 公式競技会のほか、「全日本」、「日本」、「全国」その他我が国を代表する意味を有する語句を競技会の名称に冠してはならない。

但し、事前に加盟団体を通じ本連盟の承認を得たときは、この限りではない。

(特定の競技会)

第8条 本連盟と共催する場合を除き、本連盟以外に日本選手権水泳競技大会その他本連盟が発行する「主要競技会要項」に定められた競技会を主催することはできない。

(登録競技者の参加制限)

第9条 本連盟の登録競技者は、公式競技会および公認競技会以外の競技会等に参加(参加申込を含む)してはならない。

但し、公認されない競技会等に参加しようとする登録競技者が、その競技会等の開催日の7日前までに主催者と連署の文書をもって、競技者の属する加盟団体に届け出て、その承認を得たときはこの限りではない。

(競技会主催者の報告義務)

第10条 加盟団体および公認競技会の主催者は、その競技会終了後

3日以内に記録その他の詳細を、加盟団体は直接、その他は公認申請を行った加盟団体を通じて本連盟に報告しなければならない。

(外国派遣)

第11条 本連盟が派遣する場合を除き、国外で行われる競技会等に我が国又は我が国の一部を代表し参加する登録競技者は、参加申込締切日の60日前までに競技者の属する加盟団体を通じて本連盟の承認を得なければならない。

- 2 前項の規定は、技術指導または研修のため外国の招聘に応じる者にも準用する。この場合の承認手続きは招聘に対する回答期限の3週間前までとする。

(細則)

第12条 本規則に定める以外の競技会に関する事項は、細則でこれを定める。

(本規則の変更)

第13条 本規則は、理事会の決議により変更することができる。

附則

- 1 本規則は、公益財団法人日本水泳連盟の設立の登記の日から施行する。

競技会及び海外交流細則

(競技会等の公認申請)

第1条 「競技会及び海外交流規則」(以下「規則」という。)第3条にもとづき公認を受けようとする競技会等の主催者は、競技参加者を統括する加盟団体(競技参加者の範囲が2つ以上の加盟団体にわたる場合は、いずれか開催地に最寄の加盟団体)に対し公認申請を行わなければならない。

- 2 前項の公認申請は4月1日より翌年3月31日迄に開催されるものを一括して、その年の1月31日までに行わなければならない。
- 3 公認申請を受けた加盟団体は、公認に先だち2月末日までに本連盟の承認を得なければならない。

(公式競技会の日程届出)

第2条 加盟団体は実施しようとする公式競技会の翌年3月末日までの日程を毎年2月末日までに本連盟に届け出なければならない。

- 2 前項の締切日以降に届け出のあった公式競技会の開催申請については、原則として認めない。

(棄権料支払の義務)

第3条 正当な理由無く競技参加権を放棄した場合は、競泳及び飛込種目については、決勝、準決勝もしくは参加資格に制限の有る予選、その他の競技種目については、予選を含む全競技に対し棄権料を所属する加盟団体及びチームの連帯で支払う義務を負う。

- 2 但し、前項の棄権理由が、競技会の期間中にアリーナ内で被った傷害による場合は、棄権料支払を免除する。

(棄権に伴う次点者の取り扱い)

第4条 競泳・飛込種目において決勝進出者中に棄権者があったときは、次点者を参加させることができる。

(公式競技会の予選免除)

第5条 公式競技会に出場しようとする者は、次に掲げる場合を除き所定の予選競技会を経なければならない。

- (1) 前年度日本選手権者が日本選手権水泳競技大会に出場の申込みを行った場合
- (2) 別に定める規定等により予選競技会への参加が免除され

たとき

(競技会参加制限の特例)

第6条 規則第9条の規定は、学校・大学・クラブ相互間の親善競技会等及び地方公共団体が主催し、地域住民を対象とする競技会等には適用しない。

資料⑩ 水着ならびに記録の取り扱いについて

平成 23 年 6 月 5 日

大会企画委員長 安部 喜方

競技運営委員長 鈴木 浩二

●国内競技会での競泳水着の取り扱いについて

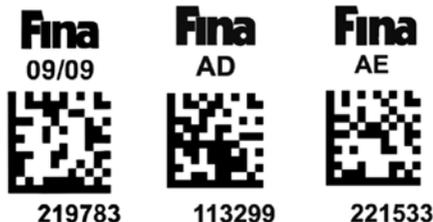
2011 年 4 月 1 日より

日本水泳連盟ならびに加盟団体が主催する競技会(公式競技会)と公認された競技会(公認競技会)において着用する水着は下記の通りとする。

- (1) FINA(国際水泳連盟)の公認した水着を着用する事。
- (2) 重ね着は、禁止する。着用できる水着は一枚のみとする。
- (3) 水着あるいは身体へのテーピングは禁止する。
- (4) 水着への二次加工は禁止する。
- (5) 水着に記載する所属表示は 20 以内とする。

2011 年 6 月 5 日補足訂正③を追加

- ① 規定に外れる水着を着用した場合、リザルト氏名の最後に*印(アスタリスクマーク)を記載すること。
(*印が氏名欄に記載された記録は、ランキングに反映されない)
- ② FINA 承認マーク例



- ③ FINA 承認マークに剥がれが生じた場合は、水着の製造番号を記載した用紙を招集所に提出し、製造番号の照合を受けること。

以上

資料⑪ プール公認規則等略表 2014.4.1

項目	標準プール	一般プール	国際プール	
①長さ	50m プール(両側タッチ板) 25m プール(両側タッチ板) 50m プール(両側タッチ板) 25m プール(両側タッチ板) 許容誤差	50.02m 25.02m 50.01m 25.01m +0 mm～10 mm	50.02m 25.02m ---- ---- +0 mm～10 mm	50.02m 25.02m ---- ---- +0 mm～10 mm
②レーン数	50m プール 25m プール	5レーン以上 5レーン以上	7レーン 10レーン	10レーン 10レーン
レーン幅	50m プール 25m プール	1.8m～2.5m 1.8m～2.5m	2.50m 2.50m	2.50m 2.50m
レーン外余幅		0.20m 以上	0.20m 以上	0.00m 以上
全幅	50m プール 25m プール	9.40m 以上 9.40m 以上	17.90m 以上 25.00m 以上	25.00m 以上 25.00m 以上
③水深	スタート台を設置する場合	1.35m 以上	1.35m 以上	2.00m 以上
④レーンロープ	<ul style="list-style-type: none"> レーンロープの直径は100mm以上150mm以下。両端壁から5.0mまでのパイの色は赤色。プールの両端から15.0mのパイの色は、隣接するパイと異なる色。 50m プールでは、プールの両端から25.0mのパイの色を隣接するパイと異なる色。各レーンの両サイドに1本ずつのレーンロープを取り付ける。 レーンロープの色については、プールの両端は緑色、中央部分のレーンは左右共に黄色、その他は青色。 			
⑤スタート台	高さ 台の上の面積	水面から0.50m以上0.75m以下 0.50m×0.50m以上 0.50m×0.60m以上		
⑥レーンライン クロスライン	<ul style="list-style-type: none"> 幅は0.20m以上0.30m以下、色は周囲と明瞭に識別できる暗色。 床面のレーンラインは各レーンの中央に両端壁から各2.0mを残し連続する直線とし、その両端に長さ1.0mのクロスライン。 50m プールは両端壁から15mの位置に、レーンライン上に長さ0.5mのクロスライン。 端壁のレーンラインは各レーンの中央に、端壁の高さいっぱい位置に、水面下0.30mの位置に線の中心が来るように長さ0.50mでレーンラインと同色のクロスライン。 端壁のレーンラインの水面上の立ち上がりは0.10m未満であってはならない。 			
⑦5mライン及び 中央ライン	国際プールを除き、両端壁から各5.0mの箇所及びプール中央にプールを横断して両端壁に立ち上がるラインを設置することができる。			
⑧背泳ぎ用標識及び 不正出発防止ロープ	<ul style="list-style-type: none"> 背泳ぎ用ターン標識として、両端壁から5.0mの距離に、プールの水面上1.8mの高さでプールを横断する旗つきロープを設置。旗は、等辺の長さが40cm、残りの辺の長さが20cmの二等辺三角形とし、20cmの辺をロープに固定し、旗の中心相互の間隔は25cm。 プールの両端壁から各15mの位置を示す明瞭な標識をプールの壁側と各レーン・ロープにも設ける。 不正出発（フォルス・スタート）防止用ロープは、プールの水面上を水面から1.2m以上の高さで横断するロープであって、不正出発のときは、競技役員の簡便な操作によりロープが直ちに全てのレーンの水面に落下するように設置。 			
⑨照明		600ルクス以上	1,500ルクス以上	

※ 詳細は【プール公認規則2014】を参照のこと。

競泳競技規則
競技役員(競泳)の手引き
(第19版)

第1刷 2014年4月1日発行

(公財)日本水泳連盟 競技委員会

〒150-8050 渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館内

電話 03-3481-2306 (代)

公式ホームページ <http://www.swim.or.jp>